

(i) に規定する国際登録の所有権の変更（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものに限る）があつた後最初にされるもの

十五 意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する手続

（氏名変更届等の様式等）

第四条 前条第一項の規定による請求をした者、前条第三項各号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（同項第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人及び特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人がその氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、様式第二又は様式第三により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。ただし、現金手続省令第三条第一項の規定により、氏名若しくは名称又は住所若しくは居所に係る同一の内容の変更を届け出ている場合は、この限りではない。

2 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人が前項の規定による届出をするときは、同項の書面に提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。

3 第一項の届出であつて氏名若しくは名称の変更及び住所若しくは居所の変更に係るものは、一の書面で行なうことができる。

4 第一項の届出（代理人に係るものと登録名義人（特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。以下この項において同じ。）又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、同項の届出をした者が登録名義人又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者と同一であり、かつ、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面で行なうことができる。

5 特許庁長官は、第一項の規定による届出について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

第五条 次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面（委任状については、その写しを含む。第三項において同じ。）をもつて証明しなければならない。

- 一 法第十四条第一項の規定による予納の届出
- 二 令第一条第三項の規定による地位の承継の届出
- 三 第三条第一項の規定による識別番号の付与の請求
- 四 第四条第一項の規定による氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出
- 五 第六条第一項の規定による包括委任状の提出
- 六 第八条の規定による包括委任状の取下げ
- 七 第四十一条第一項の規定による委任による法第十五条第一項の規定による手続に係る申出に関する代理人の届出
- 八 第四十一条第一項の規定による委任による口座振替による納付の申出に関する代理人の届出
- 九 第四十一条の二第二項の規定による包括納付の申出
- 十 第四十一条の四の規定による包括納付の申出の取下げ
- 十一 第四十一条の五の規定による自動納付の申出
- 十二 第四十一条の七の規定による自動納付の申出の取下げ

2 特許法施行規則第四条の三第三項本文の規定は、手続をした者が新たな代理人により次に掲げる手続をする場合に準用する。

- 一 法第七条第二項の規定による磁気ディスクへの記録の求めの補正
- 二 第七条の規定による包括委任状の援用の制限の届出
- 三 第十九条第一項の規定による物件の提出（国際出願に係る物件の提出を除く。）
- 四 第四十一条の二第四項の規定による包括納付の援用の制限の届出

3 前各号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、第四十八条及び第五十四号から第五十九号まで並びに別表第一の二に掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条规定の二に掲げる手続を除く。）、特許法第七十条第一項若しくは第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものと除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二条に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（前条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用して行なうことができる。

2 包括委任状の提出は、様式第六によりしなければならない。ただし、商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることもできる。

- 3 特許庁長官は、包括委任状が提出されたときは、これに番号を付し、その番号を包括委任状を提出した者に通知しなければならない。
- 4 第一項の援用は、前項の番号を特許庁に対して提出する書類に記載することによりしなければならない。

（包括委任状の援用の制限）

第七条 包括委任状において代理権が及ばないとした事件に係る手続及び包括委任状を提出した者が、特許庁長官に様式第七により届け出た場合の当該届出をした後の当該届出に係る手続については、前条第一項及び特許法施行規則第九条の三第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の援用をすることはできない。（包括委任状の取下げ）

第八条 包括委任状を提出した者が当該包括委任状を取り下げるときは、様式第八によりしなければならない。

第二章 電子情報処理組織による手続等

（特定手続の指定）

第九条 削除

法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないとする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためによる特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規

に際しての申出を除くものとし、国際出願等に係る手続にあっては第五号及び第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）に掲げる手続に際しての申出に限る。（法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付の申出（同表の一、四から十一まで、十五、十七、二十四、三十一、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出を除くものとし、国際出願等に係る手数料にあっては第五号及び第五号の二（イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。）に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）及び特許法第百七条第一項に規定する特許料若しくは第百十ニ条第二項に規定する割増特許料、实用新案法第三十一条第二項に規定する登録料若しくは第三十三条第二項に規定する割増登録料、意匠法第四十二条第一項に規定する登録料若しくは第四十四条第二項に規定する割増登録料又は商標法第四十条第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十一条の二第一項若しくは第七項に規定する登録料、第四十三条第一項から第三項までに規定する割増登録料若しくは第六十五条の七第一項若しくは第二項に規定する登録料（第四十一条の九第一項（同条第二項において準用する場合を除く。）の規定による納付情報により納付する場合に限る。以下「現金納付に係る特許料等」という。）の納付に係る書面の提出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出（第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係るものに限る。）

四十四 第二十一条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して特定手続を行つた旨の申出規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことの届出

四十五 第七条の規定による届出（特許出願、实用新案登録出願、意匠登録出願、意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する手続、商標登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求おいて準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求の出願人の代理人に限る。次号において同じ。）の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出

四十六 特許法施行規則第九条の二第一項（实用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人（特許出願、实用新案登録出願、意匠登録出願、意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する手続、商標登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求の出願人の代理人に限る。次号において同じ。）の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅の届出

四十七 特許法施行規則第九条の二第二項（实用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したことの届出

四十八 國際出願法施行規則第二十一条第三項の規定による送付の請求（第五号に掲げる手続に際し、国際出願法施行規則第二十一条第五項の規定による願書において請求する場合に限る。）の規定によるものに限る。）に関する同法第三十四条第一項に規定する登録料の返還の請求

五十一 第一号から第四号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十一号まで、第五十二号及び第六十二号に掲げる手続を行つた者が特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関する特許法第百九十五条第十一項、实用新案法第五十四条の二第二十項、意匠法第六十七条第七項及び商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の返還の請求

五十二 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第一百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第一百三十三条第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るもの）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第五十五条第一項（法第六十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による手続に係る申出、法第五十五条の二第一項又は法第五十五条の三第一項（これらの規定を法第六十六条における規定による特許料等の返還の申出に係るもの）を除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで、前号（第四十三号に掲げる手続（法第五十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第五十五条の二第一項又は法第五十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出並びに法第五十五条第二項（法第六十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るもの）を除く。）から第四十九号から第五十一号まで、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続（法第五十六条第一項の規定による手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第七十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十四 特許法第八百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定する「ファイル」（以下第三十四条の二の三第一号を除き、単に「ファイル」という。）に記録されている事項（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録されたものを除く。）の証明の請求（国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るもの）を除く。）について請求する場合を除く。）

五十五 特許法第八百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項の証明の請求

五十六 特許法第八百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求

五十七 法第十二条第一項の規定による請求をした者の使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るもの）を除く。）を使用して行う閲覧の請求

		五十八 法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものと除く。）の交付の請求
		五十九 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納の届出
		五十九の二 法第十四条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納
		六十一 第四条第一項の規定による氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出
		六十二 特許法施行規則第二十二条第一項若しくは第二十二条の二第一項の規定による情報の提供
		六十二 特許法施行規則第二十五条の七第六項、第二十七条の四の二第四項（同条第九項（実用新案法施行規則第二十三条第二項並びに意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）、実用新案法施行規則第二十三条第二項並びに意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十一条の二第五項、第三十八条の二第三項（実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十八条の六の二第四項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第三十八条の十四第四項（同条第八項（実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による回復理由書の提出
		六十三 商標法施行規則第六条の二第三項、第七条の二第二項又は第十八条第七項の規定による期間延長請求書の提出
		六十四 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十一条第一項又は第二項に規定する申請書の提出（特許法施行規則第七十二条第三項の規定によりこれらの申請書の提出を省略する場合に限る。）
		六十五 特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第一項又は第二項に規定する申請書の提出（特許法施行規則第七十三条第三項の規定によりこれらの申請書の提出を省略する場合に限る。）
		六十六 意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する手続
		（特定手続の入力事項等）
		第十条の二 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の電子計算機（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。）を行つたときは、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において提出しなければならない。
		十三条の二及び第十五条において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。
		前項に規定する入力は、特許庁長官が定める技術的基準に適合する電子計算機を使用して行わなければならない。
		（副本等の提出の省略）
		第十条の三 電子情報処理組織を使用して特定手続（別表第一の二の四から十四まで、三十六及び八十五から八十七までの項に掲げるものに限る。）を行つたときは、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において提出しなければならないとされている証人及び相手方のための書面並びに副本を提出したものとみなす。
		（願書等の様式）
一 旧特許法第四十五条第一項の規定による特許出願	手続	書類名 願書
		様式 九

第十条第十五号に規定する手続（登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合にあつては、登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）	第十一条第十五条第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に合む。）の規定の適用を受けたい旨規定する書面	意匠法第十四条第二項の規定による秘密にすることを請求する期間					
別表第一の二の二十三の項に規定する手続	別表第一の二の二十一の項第二項の規定による同条の二十一の項第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面	特許法第三十条第三項の規定による同条第一項本文の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面	第十一条第六十条に規定する手続	第十一条第六十一条第一項又は第二項に規定する申請書	特許法施行令第十一条第一項又は第二項に規定する申請書	特許法施行令第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項及び特許法施行規則第七十二条第一項の申請書の提出を省略する旨	特許法等関係手数料令第一条の三第一項又は第二項に規定する申請書
別表第一の二の二十七の項に規定する手続	特許法第四十一条第四項に規定する書面	特許法第三十八条の三第二項の規定による同条第一項本文の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面	第十一条第六十一条第一項又は第二項に規定する手続	第十一条第六十条に規定する手続	特許法施行令第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項及び特許法施行規則第七十三条第一項の申請書の提出を省略する旨	特許法等関係手数料令第一条の三第一項各号又は第二項各号に掲げる事項及び特許法施行規則第七十三条第一項の申請書の提出を省略する旨	特許法第三十条第三項の規定の適用を受けようとする旨
別表第一の二	特許法第四十一条第四項に規定する書面	特許法第三十八条の三第二項の規定による同条第一項本文の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面	第十一条第六十一条第一項又は第二項に規定する手続	第十一条第六十条に規定する手續	特許法施行令第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項及び特許法施行規則第七十二条第一項の申請書の提出を省略する旨	特許法等関係手数料令第一条の三第一項各号又は第二項各号に掲げる事項及び特許法施行規則第七十三条第一項の申請書の提出を省略する旨	特許法第三十条第三項の規定の適用を受けようとする旨

別表第一の二 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二の二十九の項条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において規定する手項において準用する場合を含む。）及び準用する場合を含む。）に規定する書面

- 十二 特許法第五十条（同法第一百五十九条第二項及び第一百六十三条第一項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。）又は商標法第十五条の一（同法第五十五条の二第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の五、第六十八条第二項及び平成八年改正商標法附則第十二条において準用する場合を含む。）若しくは商標法第五十五条の三（同法第五十五条の二第一項において準用する場合を含む。）若しくは同法附則第七条（同法附則第十六条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは同法附則第二十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知）
- 十三 特許法第五十条の二（同法第一百五十九条第二項及び第一百六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 十四 特許法第五十二条第二項（同法第一百六十三条第三項、意匠法第十九条並びに商標法第十七条（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十五条の五並びに同法附則第九条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知）
- 十五 特許法施行規則第三十七条（同令第五十条の十五第三項、意匠法施行規則第十九条第四項及び商標法施行規則第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による審査に関する決定の贈本の送付又は特許法施行規則第五十条の十三第二項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による審判に関する決定の贈本の送付（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）
- 十六 意匠法第十七条の二第三項（同法第五十条第一項において準用する場合を含む。）又は商標法第十六条の二第三項（同法第五十五条の二第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による却下の決定の贈本の送付（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）
- 十七 特許法第一百三十七条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）又は特許法第一百四十四条の二第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審査に関する決定の贈本の送達
- 十八 特許法第一百四十五条第三項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する指定又は変更の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）
- 十九 特許法第一百五十条第五項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による証拠調の結果の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）
- 二十 特許法第一百五十五条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第九十四条第一項の規定による期日の呼出し（拒絶査定等に対する審判に係るものに限り、証拠保全に係るものをお除く。）
- 二十一 特許法第一百五十三条第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審理の結果の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）
- 二十二 特許法第一百五十六条第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審決の贈本の送達（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）

二十二 特許法第五十条（同法第一百五十九条第二項及び第一百六十三条第一項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。）又は商標法第十五条の一（同法第五十五条の二第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の五、第六十八条第二項及び平成八年改正商標法附則第十二条において準用する場合を含む。）若しくは同法附則第七条（同法附則第十六条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知）

二十三 特許法第五十二条第二項（同法第一百六十三条第三項並びに同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知

二十四 特許法第一百八十四条の五第二項又は実用新案法第四十八条の五第二項の規定による手続の補正の命令

- 二十五 特許法第一百八十九条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特許法施行規則第十六条（実用新案法施行規則第二十三条第一項（意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する特許法第十八条（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、特許法第一百三十三条の二第一項（法第四十一一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する特許法第百三十三条第三項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）、特許法第一百三十三条の二第一項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）、特許法第一百八十四条の五第三項（実用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第二条の三の規定による特定手続又は第二十三条第一号口からソまでに規定する手続の却下の处分の贈本の送達
- 二十六 特許法第一百三十四条第四項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審尋及び特許法第一百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する特許法第百三十三条において準用する場合を含む。）に規定による求め並びにこれらに応じて提出された物件に関する特許法施行規則第十五条第二項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還の通知
- 二十七 実用新案法第十二条第七項の規定による通知
- 二十八 実用新案法第十三条第二項の規定による通知
- 二十九 実用新案法第十二条第四項の規定により作成された実用新案技術評価書に関する実用新案法第十三条第三項の規定による贈本の送達
- 三十 実用新案法第四十八条の七第二項の規定による命令
- 三十一 特許法第二十八条の規定による特許証の交付
- 三十二 実用新案法第五十条、意匠法第六十二条及び商標法第七十一条の二の規定による登録証の交付
- 三十三 特許法施行規則第二十八条（実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第十九条第三項及び商標法施行規則第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による出願の番号の通知、特許法施行規則第四十八条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による審判の番号の通知（拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）及び意匠法施行規則第二条の二第三項の規定による複数意匠一括出願手続の番号の通知
- 三十四 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第六十条（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第四項及び商標登録令施行規則第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録済みの通知
- 三十五 第三条第二項及び第三項の規定による通知
- 三十六 第六条第三項の規定による通知
- 三十七 特定通知等の方法
- 三十八 第二十三条の五 特許庁長官、審判長又は審査官は、電子情報処理組織を使用して特定通知等を行うときは、法第二条第一項の電子計算機（特許庁の使用に係るものに限る。）から入力してその

特定通知等の相手方の使用に係る同項の電子計算機（特許庁の使用に係るものを除き、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものに限る。）に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

（特定通知等を受ける方式の指定）
第三十三条の六 法第五条第一項ただし書の経済産業省令で定める方式は、識別番号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信とする。

（特許法施行規則等の適用除外）

第二十三条の七 法第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う通知又は命令については、特許法施行規則第十八条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二十四条 削除
（特定手続の記録事項）

第二十五条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを特許庁に提出しなければならない。

第二十六条 削除
（磁気ディスクへの記録事項）

第二十七条 第二十五条及び第二十九条第二項の規定による磁気ディスクへの記録は、特許庁長官が定めるところにより、しなければならない。

（提出物件票等）
第二十八条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許庁長官が定めるところにより、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面をはり付け、様式第三十

三により作成した提出物件票を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

一 手続をする者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）の氏名又は名称
二 前号に掲げる者（識別番号の通知を受けている者に限る。）の識別番号

2 前項の場合において、同時に二以上の磁気ディスクを提出するときは、前項の書面ごとに一で始まる連続番号（以下「磁気ディスクの整理番号」という。）を付し、当該番号を記載しなければならない。

（磁気ディスクに添付する物件）

第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。次項において同じ。）を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号、第一号の二及び第十七号に掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については様式第三十二により作成した手続補足書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

2 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第二号から第十六号までに掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については、様式第三十二により作成した手続補足書を当該磁気ディスクに添付する方法又は当該磁気ディスクに記録する方法により、提出しなければならない。

（書面の提出による手続の指定）

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（手数料（国際出願等に係る手数料を除く。）の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで、第五十二号（手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十条第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）、第六十二号、第六十三号、第六十五号及び第六十六号に掲げる特定手続（以下「指定特定手続」という。）とする。

（磁気ディスクへの記録を求める期間）

第三十一条 法第七条第一項の経済産業省令で定める期間は、三十日とする。

（ファイルへの記録方法等）

第三十二条 法第六条第三項並びに第八条第一項及び第五項の規定によるファイルへの記録の方法について、特許庁長官が定める。

（電子計算機の操作によるものとし、文字の記号への変換の方法その他のファイルへの記録の方法）

第三十三条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、登録情報処理機関に対し指定特定手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者は、登録情報処理機関が定められている場合には、その様式により当該書類を作成できるものでなければならぬ。

第三十二条の二及び第三十三条 削除
（登録情報処理機関に対する磁気ディスクへの記録の求め）

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、登録情報処理機関に対し指定特定手続に係る書面に記載した書面を提出しなければならない。

一 磁気ディスクへの記録を求める者及びその代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

2 指定特定手続の提出に係る書面の提出の年月日

三 次のいずれかの番号

イ 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願又は防護

標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の番号（ただし、出願の番号の通知がされていないときは、その出願の願書に記載した整理番号又は国際出願の番号）

ロ 書換登録申請の番号（ただし、書換登録申請の番号が通知されていないときは、書換登録

の申請書に記載した整理番号）

ハ 審判の番号

ニ 実用新案登録の登録番号

ホ 意匠登録の登録番号

ト 意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号

四 磁気ディスクへの記録を求める旨

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の二から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。）とする。
一 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人、商標登録出願人、防護標章登録出願人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは商標法附則第三条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第二号において同じ。）の書換登録の申請者又は拒絶査定等に対する審判の請求人に関する特許法第十四条ただし書（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出
二 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項の書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求に関する特許法第二十二条第一項（実用新案法第二条

- の五第二項、意匠法第六十一条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による受継の申立て
- 三 特許法第三十条第三項(実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。)の規定による発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出
- 四 特許法第三十八条の二第四項本文の規定による手続補完書の提出
- 五 特許法第三十八条の三第一項の規定による明細書及び必要な図面の提出
- 六 特許法出願の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願
- 七 特許法第三十八条の四第三項の規定による明細書等補完書の提出
- 八 特許法第三十九条第六項、意匠法第九条第四項又は商標法第八条第四項の規定による協議の結果の届出
- 九 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項(実用新案法第十一條第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第十二条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。)及び特許法第四十三条第三項(実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による特許法第四十条第一項(同法第六十条の十第二項並びに商標法第十三条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び特許法第四十三条第三項(実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。)の規定により特許法第四十条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による特許法第百七条第一項の特許料の納付の申出
- 十 特許法第百十二条第二項の割増特許料の納付の申出
- 十一 特許法第百九十四条第一項(実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十一条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による物件の提出
- 十二 特許法第百九十五条第九項の規定による出願審査の請求の手数料の返還の請求
- 十三 特許法第百九十五条第九項の規定による出願審査の請求の手数料の返還の請求
- 十四 特許法第百九十五条第九項の規定による出願審査の請求の手数料の返還の請求(第十条第一号、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十一号まで、第五十二号及び第六十二号に掲げる手続を行つた者が特許法第百九十五条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。)
- 十五 特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十三条の三第一項、実用新案法施行規則第十二条第一項若しくは第二十二条の二第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。)
- 十六 特許法施行規則第二十七条の二第二項の規定による微生物の寄託についての受託番号の変更の届出
- 十七 特許法施行規則第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証賛本等及びその日本語による翻訳文の提出
- 十八 実用新案法第三十一条第一項の登録料の納付の申出
- 十九 実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出
- 二十 実用新案法第三十三条第一項に規定する登録料(実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。)に関する同法第三十四条第一項に規定する登録料の返還の請求
- 二十一 実用新案法第五十四条の二第十九項に規定する過誤納の手数料の返還の請求(第十条第二号、第十八号、第二十三号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十号まで、第五十二号及び第六十二号に掲げる手続を行つた者が実用新案法第五十四条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。)
- 二十二 意匠法第四条第三項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

- 二十三 意匠法第四十二条第一項の登録料の納付の申出
- 二十四 意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出
- 二十五 意匠法第六十条の七第一項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出
- 二十六 意匠法第六十条の七第一項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたための証明書の提出
- 二十七 意匠法第六十条の二十二第一項の規定による個別指定手数料の返還の請求
- 二十八 意匠法第六十七条第七項に規定する過誤納の手数料の返還の請求(第十条第三号、第十号、第十八号、第二十六号、第三十八号から第四十一号まで、第五十二号及び第六十二号に掲げる手続を行つた者が意匠法第六十七条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。)
- 二十九 商標法第五条の二第三項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による手続補完書の提出
- 三十 商標法第九条第二項の規定による出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出
- 三十一 商標法第四十条第一項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の登録料の納付の申出
- 三十二 商標法第四十二条の二第一項又は第七項の登録料(第七項にあっては、商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料に限る。)の納付の申出
- 三十三 商標法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出
- 三十四 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の返還の請求(第十条第四号、第十号、第二十六号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手續を行つた者が商標法第七十六条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。)
- 三十五 拒絶査定等に対する審判に係る手続(第一号、第二号及び第三十四号に掲げる手続並びに第十条第二十七号に掲げる特定手続を除く。)の規定による手続
- 三十六 第一章(第五条第二項第五号及び第七条を除く。)の規定による手続
- 三十七 第十九条第一項の規定による物件の提出
- 三十八 特許法第七十七条第一項若しくは第二項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。)若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。)において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十九号において同じ。)の規定による第一号から第三十六号まで及び前号(国際出願に係る物件の提出を除く。)に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正
- 三十九 特許法第十七条第一項若しくは第二項若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項(これららの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号(国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。)から第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正(手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。)
- 四十 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号(法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)による手続に係る

第三十四条の二

(縦覧の方法)
第三十四条の三 特許庁長官は、法第十一条の規定によりファイルに記録されている事項を公衆の
縦覧に供する場合には、当該事項を法第二条第一項の電子計算機の映像面に表示して縦覧
に供するものとする。

第三十四条の四（閲覧の方法等）

号に掲げる事項を法第二条第一項の電子計算機（その閲覧の請求が書面の提出により行われた場合にあつては、特許庁の使用に係るものに限る。）の映像面に表示して閲覧する方法で行うものとする。

前条及び前項に規定する電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）は、特許庁長官が定める技術的基準に適合するものでなければならない。

(ア)ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定)
第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で

号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（経済施策を）具体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十条第一項の規定により指定された保全対象発明を含む特許出願に係るものを除くものとし、国際意匠登録出願に係る手続については、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。

(閲覧の請求をすることができる。特許原簿等 第三十四条の六 法第十二条第一項第一号の

簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気ディスク（これに準する方法により一定の事項を確実に記録しておくることができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項（意匠法第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した場合には、同項に規定する期間（同条第三項の規定により当該期間を延長し、又は短縮したときは、その期間）内は、当該請求に係る意匠に関する事項のうち意匠法第六条第一項第三号に規定する意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を除く。）とする。

（読み取り専用光ディスク等による公報の発行）

第三十五条 法第十三条第一項に規定する磁気ディスクは、読み取り専用光ディスクとする。

法第十三条第二項の規定により特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合においては、当該情報に改変を防止するための措置を講じ、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行ふこと）をいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。）の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。

第三十九条の五第二項において同じ。）を使用するものとする。

第三章 予納による納付、口座振替による納付及び指定立替納付者による納付
(予内の届出)

(三十六の届出)
第三十六条 法第十四条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第三十四によりしなければならない。

(予納台帳番号の通知等)

第三十七条 特許庁長官は、予納届を受理したときは、予納台帳に当該予納届に記載された事項その他必要な事項を記録しなければならない。
2 前項の場合にあつては、特許庁長官は、予納届をした者に予納台帳番号を付与し、その番号をその者に通知しなければならない。

(電磁的記録の提供方法)
第三十四条の二の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める方法は、第十三条第二項に規定する方法とする。
(電磁的方法)

第三十七条 特許庁長官は、予納届を受理したときは、予納台帳に当該予納届に記載された事項その他必要な事項を記録しなければならない。

2 前項の場合にあつては、特許庁長官は、予納届をした者に予納台帳番号を付与し、その番号をその者に通知しなければならない。

(予納)
第三十八条 法第十四条第二項(法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による予納は、様式第三十五によりしなければならない。

第三十八条の二 法第十四条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の経済産業省令で定める手続について、予納、口座振替による納付の申出又は電子情報処理組織を使用して指定立替納付者による納付の申出をする場合は、第十条第一号から第五号まで、第五号の二(イ、ロ、ホ及びヌに掲げる手続に係るものに限る。)、第十五条、第十九号、

第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第五十号から第四十二号まで、第五十二号、第五十四号から第五十八号まで、第六十二号、第六十三号及び第六十六号に掲げる特定手続並びに別表第一の二の一、三(国際出願等に係る手数料を納付するものに限る。)、四から十二まで、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十九、九十二、百及び百十五(商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。)の項に掲げる特定手続(以下この項において「別表第一の二に掲げる特定手続」という。)とする。ただし、別表第一の二に掲げる特定手続(同表の三の項に掲げるもの(国際出願等に係る手数料を納付するものに限る。)を除く。)に係る予納による納付の申出にあっては、当該特定手続を電子情報処理組織を使用してする場合又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出によりする場合に限る。

**2 法第十四条第一項の経済産業省令で定める手続について、電子情報処理組織を使用せず指定立替納付者による納付の申出をする場合は、手数料を現金をもつて納めることができる手続とす
 る。**
(予納届をした者の地位の承継)
第三十九条 令第一条第三項の規定による届出は、様式第三十六によりしなければならない。
2 前項の届出をするときは、予納届をした者の地位を承継したこととを証明する書面(相続人が二人以上ある場合においては、令第一条第一項に規定する協議が成立したことを証明する書面を含む。)を提出しなければならない。
(口座振替による納付の届出)
第三十九条の二 法第十五条の二第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)に規定する方法(以下「口座振替」という。)により特許料等又は手数料を納付しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面をあらかじめ特許庁長官に届け出るものとする。
1 特許料等又は手数料を納付しようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
2 識別番号
3 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別
4 金融機関の店舗の名称
(振替番号の通知等)
第三十九条の三 特許庁長官は、前条の届出を受理したときは、届出をした者に振替番号を付与(指定立替納付者の指定の要件)

第三十九条の四 法第十五条の三第一項の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。
1 指定立替納付者(法第十五条の三第一項に規定する指定立替納付者をいう。以下同じ。)として同項の規定により特許料等又は手数料の納付をする者の当該特許料等又は手数料を立て替えて納付する事務(次号において「立替納付事務」という。)を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。
2 その人的構成等に照らして、立替納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 法第十五条の三第一項(法第十六条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定により特許料等又は手数料の納付をする者がクレジットカード等(それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。)を提示し又は通知して、商品若しくは権利の購入又は役務の提供を受けることにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額が当該特許料等又は手数料の納付をする者の支払能力を超えることがないよう必要な措置を講じること。

四 特許料等又は手数料を口座振替により納付すること。

(指定立替納付者の指定の申請)

第三十九条の五 法第十五条の三第一項に規定する特許庁長官の指定を受けようとする者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。
2 前項の申請書には、定款、商業登記簿の謄本並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(法人でない者にあっては、資産又は納税に関する証明書)又はこれらに準ずるもの並びに前条第二号及び第三号に規定する基準を満たしていることを明らかにできる書類を添えなければならない。ただし、特許庁長官が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置に記録されている情報のうち法第十五条の三第一項に規定する措置を執るための用に供するものの内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合について、この限りではない。
(指定立替納付者の口座振替による納付の届出)

(法第十五条の三第一項に規定する特許庁長官の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に届け出なければならない。

- 1 名称及び住所並びに事務所の所在地
- 2 預金口座又は貯金口座の番号及び預金又は貯金の種別
- 3 金融機関の店舗の名称

(指定立替納付者の名称等の変更の届出)

第三十九条の七 指定立替納付者は、第三十九条の五第一項の申請書又は前条の書面に記載された事項に変更が生じた場合は、速やかに、その旨を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。
(指定立替納付者による納付された特許料等又は手数料の返還)

第三十九条の八 特許庁長官は、法第十五条の三第一項の規定による指定を受けた者が同項に規定する指定の要件に該当しなくなつたと認められるときは、その指定を取り消すことができる。
2 特許庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、文書で、その旨及び取消しの理由を指定立替納付者に通知しなければならない。
(指定立替納付者により納付された特許料等又は手数料の返還)

第三十九条の九 指定立替納付者により納付された特許料等又は手数料を特許等関係法令の規定により返還するときは、やむを得ないと認められる場合を除き、指定立替納付者に対して行うものとする。
(予納者による手続に係る申出又は口座振替若しくは指定立替納付者による納付の申出の様式等)
第四十条 法第十五条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項若しくは法第十五条の三第一項(これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による特許料等の納付の申出(以下これらの申出をこの条において「納付等の申出」という。)は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりしなければならない。

- 1 特許料の納付等の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第十九

- 二 特許料の納付等の申出のうち特許権者がするもの及び特許法第百十二条第二項の割増特許料の納付等の申出 様式第二十
- 三 登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十一
- 四 登録料の納付等の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十二
- 五 登録料の納付等の申出のうち意匠権者がするもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十三
- 六 登録料の納付等の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの 様式第二十四
- 七 登録料の納付等の申出のうち商標法第四十一条の二第一項及び第七項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付等の申出 様式第二十五
- 八 登録料の納付等の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの 様式第二十六
- 九 法第十五条第一項の規定による実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料又は手数料の納付に係る手続に際しての申出は、手続に係る書面に、予納台帳番号及び登録料若しくは手数料の額を記載することによりしなければならない。
- 一 法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に、返還に代えて予納額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする特許料等又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
- 二 実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料又は手数料を口座振替により納付する場合の申出は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
- 三 実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料を指定立替納付者により納付する場合の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
- 四 実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料を口座振替により納付する場合の申出は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
- 五 実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料を指定立替納付者により納付する場合の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。
- 六 電子情報処理組織を使用せず、特許料等又は手数料を指定立替納付者により納付する場合の申出は、当該申出をする者が特許庁の窓口において第一項に規定する様式の書面又は第五項に規定する書面を提出することによりしなければならない。
- 七 法第十五条第一項の規定による手数料の納付に係る手続に際しての申出又は手数料を口座振替若しくは指定立替納付者により納付する場合の申出を第十三条第二項の方法によりする場合は、同項に規定する入力情報として、識別番号に加えて、次の各号に掲げる申出の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項を電子計算機から入力しなければならない。
- 一 法第十五条第一項の規定による手数料の納付による手数料の額
- 二 手数料を口座振替により納付する場合の申出 振替番号及び納付しようとする手数料の額
- 三 手数料を指定立替納付者による納付に係る手数料の額
- (口座振替又は指定立替納付者によるものに限る。)又は第四項から第七項（口座振替又は指定立替納付者によるものに限る。）までの申出があったときは、納付すべき特許料等又は手数料の額その他必要な納付情報を、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者又は指定立替納付

者が預金又は貯金の払出しとその払い出した金額による納付を委託した預金口座又は貯金口座のある金融機関に対し、電気通信回線を使用して送信するものとする。
2 災害その他やむを得ない理由により前項に定める納付情報を送信することができないと特許庁長官が認める場合において、その理由がなくなつたときは、直ちに、当該納付情報を送信するものとす。

(口座振替又は指定立替納付者による特許料等又は手数料の納付日の特例)

- 第四十条の三** 特許料等又は手数料を口座振替又は指定立替納付者により納付する場合であつて、特許庁長官が歳入徵収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十二条の五第二項に規定する領收済通知情報を受信したときは、口座振替又は指定立替納付者による納付の申出があつたときを、その納付がされたときとする。
（委任による法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は委任による口座振替による納付の申出）

- 第四十一条** 予納者又は口座振替による納付をしようとする者は、委任による代理人により法第五条第一項及び第二項又は法第十五条の二第一項の規定による申出をする場合にあつては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を届け出るものとする。

- 2 前項に規定する届出は、様式第三十七によりしなければならない。
- (特許料及び登録料の包括納付の申出)

- 第四十二条の二** 第四十一条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる特許料若しくは登録料に係る法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項の規定による特許料若しくは登録料の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができる。

- 一 特許法第七十七条第一項の規定により納付すべき第一年から第三年までの各年分の特許料（審判に係る特許出願について納付するものを除く。）

- 二 意匠法第四十二条第一項の規定により納付すべき第一年分の登録料（審判に係る意匠登録出願について納付するものを除く。）

- 三 商標法第四十条第一項、第六十五条の七第一項若しくは第二項又は平成八年改正商標法附則第十五条第二項において読み替えて準用する商標法第四十条第二項の規定により納付すべき登録料（審判に係る商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願について納付するものを除く。）

- 2 包括納付申出書には、包括納付の申出をした者の氏名又は名称、その包括納付申出書の援用による納付に係る特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願（以下この条において「特定特許出願人」という。）の出願人（以下この条において「特定出願人」という。）の氏名若しくは名称又はその包括納付申出書の援用による納付に係る特定特許出願等についての代理人（以下この条において「特定代理人」という。）の氏名その他必要な事項を記載しなければならない。

- 一 特許庁官は、包括納付申出書を受理したときは、これに番号を付し、その番号を包括納付の申出をした者に通知しなければならない。

- 4 一の特定特許出願等について特許又は登録をすべき旨の査定の膳本が送達された場合において、次の各号の一に該当する包括納付申出書が提出されているときは、当該膳本の送達があつた日から十日を経過した日に第一項の規定により当該包括納付申出書が援用されたものとする。ただし、当該膳本の送達があつた日から十日以内に当該包括納付の申出をした者又は当該特定特許出願等の出願人が特許庁長官に当該包括納付申出書を援用しない旨を届け出たときは、この限りでない。
- 一 当該特定特許出願等の願書等に記載された出願人及び代理人の表示と、包括納付申出書に記載された特定出願人及び特定代理人の表示が一致するもの

二 当該特定特許出願等の願書等に記載された出願人の表示と、包括納付申出書（特定代理人が記載しているものを除く。）に記載された特定出願人の表示が一致するもの（前号に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。）

三 当該特定特許出願等の願書等に記載された代理人の表示と、包括納付申出書（特定出願人が記載しているものを除く。）に記載された特定代理人の表示が一致するもの（前二号に該当する包括納付申出書が提出されている場合を除く。）

（包括納付申出書の様式等）

第四十一条の三 包括納付申出書は、前条第一項各号ごとに様式第三十八により作成しなければならない。

2 前条第四項ただし書に規定する届出は、様式第三十九によりしなければならない。

第四十一条の四 包括納付の申出をした者が当該包括納付の申出を取り下げるときは、様式第四十によりしなければならない。

（特許料及び登録料の自動納付の申出）

第四十一条の五 次の各号に掲げる各年分の特許料若しくは登録料に係る法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項の規定による特許料若しくは登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面（以下「自動納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一 特許法第七十条第一項の規定により納付すべき第四年以後の各年分の特許料（特許権の存続期間の延長登録により延長された期間に係る特許料を除く。）

二 実用新案法第三十二条第一項の規定により納付すべき第二年以後の各年分の登録料

三 意匠法第四十二条第一項の規定により納付すべき第二年以後の各年分の登録料

2 自動納付申出書には、自動納付の申出をした者の氏名若しくは名称、その自動納付申出書の援用による納付に係る特許権の特許番号及びその特許権者の氏名若しくは名称又は実用新案権の実用新案登録番号及びその実用新案権者の氏名若しくは名称又は意匠権の意匠登録番号及びその意匠権者の氏名若しくは名称その他必要な事項を記載しなければならない。

3 特許権、実用新案権又は意匠権について、自動納付申出書が提出されているときは、次の各号に掲げる日の四十日前の日に第一項の規定により当該自動納付申出書が援用されたものとする。

一 特許権に係る特許料の納付の申出にあっては、特許法第八十条第二項に規定する期間が満了する日

二 実用新案権に係る登録料の納付の申出にあっては、実用新案法第三十二条第二項に規定する期間が満了する日

三 意匠権に係る登録料の納付の申出にあっては、意匠法第四十三条第二項に規定する期間が満了する日

（自動納付申出書の様式等）

第四十一条の六 自動納付申出書は、自動納付申出書の援用による納付に係る特許権、実用新案権又は意匠権ごとに様式第四十の二により作成しなければならない。

第四十一条の七 自動納付の申出をした者が当該自動納付の申出を取り下げるときは、様式第四十の三によりしなければならない。

第三章の二 電子情報処理組織による納付手続
（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第四十一条の八 特許法第七十条第五項ただし書、第一百十二条第三項ただし書若しくは第二百九十五条规定する場合を含む）、実用新案法第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条规定する場合を除く）、商標法第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただ

し書若しくは第七十六条第六項ただし書又は法第四十条第六項ただし書に規定する経済産業省令で定める場合は、現金手続省令第一条第一項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2 商標法第四十一条の二第一項若しくは第七項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料は、現金手續省令第一条第三項に規定する場合のほか、第三条の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもつて納めることができ

る。（電子情報処理組織による現金の納付方法）

第四十二条の九 第三条又は現金手續省令第一条の規定により識別番号を付与された者（その者の代理人を含む。以下「納付者」という。）は、現金納付に係る特許料等又は特許法第一百九十五条第一項から第三項に規定する手数料、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項に規定する手数料、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項に規定する手数料、商標法第七十六条第一項若しくは第二項に規定する手数料、法第四十条第一項に規定する手数料、国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項に規定する手数料若しくは国際出願法施行規則第八十二条第一項に規定する手数料その他の工業所有権に関する事務に係る手数料（以下「現金納付に係る工業所有権の手数料等」という。）を電子情報処理組織を使用して特許庁長官から得た納付情報により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう。））をいう。）に納付することができる。この場合において、納付者は、納付情報のうち納付番号を現金納付に係る特許料等又は現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類に記載しなければならない。

2 前項の規定は、納付者が法第十四条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による予納をする場合に準用する。

3 納付者は、第一項に規定する現金納付に係る工業所有権の手数料等を納付する場合であつて、当該納付に係る手続を第十三条第二項の方法により行うときは、同項に規定する入力情報として、識別番号に加えて、第一項後段の規定による納付番号を電子計算機から入力しなければならない。

（現金手続省令の準用）

第四十二条の十 現金手續省令第七条第一項及び第三項の規定は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による手続に準用する。この場合において、現金手續省令第七条第一項中「前条第一項又は特例法施行規則第十九条第一項若しくは第二十九条の規定により提出された納付済証」とあるのは、「特例法施行規則第四十一条の九第一項に規定する納付番号」と読み替えるものとする。

第四章 登録情報処理機関等

第一節 登録情報処理機関

（登録の申請）

第四十二条 法第十七条の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 情報処理業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 行おうとする情報処理業務の範囲

四 情報処理業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 申請者が法人である場合には、その役員の氏名及び略歴

三 申請者が法第十八条各号の規定に該当しないことを説明した書面

四 申請者が法第十九条第一項各号の規定に適合することを説明した書類
(登録の更新の手続)

第四十二条の二 法第十九条の二の規定により、登録情報処理機関が登録の更新を受けようとする場合は、前条の規定を準用する。

(変更の届出)

登録情報処理機関は、法第二十二条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 変更後の名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

(業務規程)

第四十四条 法第二十二条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 情報処理業務を行う時間及び休日に関する事項

二 手数料の収納の方法に関する事項

三 情報処理業務の実施の方法に関する事項

四 情報処理業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項

五 情報処理業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

六 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、情報処理業務に関し必要な事項

2 登録情報処理機関は、法第二十二条第一項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程の案を添えて特許庁長官に提出しなければならない。

3 登録情報処理機関は、法第二十二条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(業務の休廃止)

第四十五条 登録情報処理機関は、法第二十三条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする情報処理業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合にあつては、その期間

四 休止又は廃止の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第四十六条 法第二十四条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(役員の選任及び解任)

第四十七条 登録情報処理機関は、法第二十五条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 選任又は解任した役員の氏名及び略歴

二 選任又は解任した年月日

三 選任又は解任の理由

(立入検査の身分証明書)

第四十八条 法第二十七条第二項の証明書は、様式第四十一によるものとする。

(帳簿の記載)

第四十九条 法第三十一条第一項の経済産業省令で定める事項は、各月において、法第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録を求められた件数、当該記録を行った手続の件数並びに法第

六条第三項及び法第八条第一項の規定によるファイルへの記録に係る情報処理業務を行った手続の件数とする。

第四十九条の二 法第三十一条第一項の帳簿は、情報処理業務を廃止するまで保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

覚によつては認識することができない方法をいう。以下この章において同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第五十条から第五十三条まで 削除

(業務の引き継ぎ等)

第五十四条 登録情報処理機関は、法第三十二条第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

一 情報処理業務を特許庁長官に引き継ぐこと。

二 情報処理業務に関する帳簿、書類及び資料を特許庁長官に引き継ぐこと。

三 その他特許庁長官が必要と認める事項

(電磁的方法による提出)

第五十四条の二 第四十二条から第四十七条までの規定による書類の提出は、電磁的方法により行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、ファイルへの記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

第二節 登録調査機関

(登録の申請)

第五十五条 法第三十六条第二項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 調査業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 行おうとする調査業務の区分

四 調査業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

二 調査業務実施者の氏名及び略歴並びに申請者が法人である場合には、その役員の氏名及び

三 申請者が法第三十九条において準用する法第十八条各号の規定に該当しないことを説明した書類

書面

(登録の区分)

四 申請者が法第三十七条第一項各号の規定に適合することを説明した書類

略歴

三 申請者が法第三十六条第二項の経済産業省令で定める区分は、別表第二のとおりとする。

第五十六条 法第三十六条第二項の経済産業省令で定める区分は、別表第二のとおりとする。

第五十七条 削除

(業務規程)

第五十八条 法第三十九条において準用する法第二十二条第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 調査業務の区分

二 調査業務を行う時間及び休日に関する事項

三 調査業務の実施の方法に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| 四 | 調査業務の適正な実施のために必要な事項 |
| 五 | 調査業務実施者の選任及び解任に関する事項 |
| 六 | 調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項 |
| 七 | 調査業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項 |
| 八 | 財務諸表の備付け及び閲覧等の方法に関する事項 |
| 九 | 前各号に掲げるもののほか、調査業務に関する必要な事項 |
| 二 | 登録調査機関は、法第三十九条において準用する法第二十二条第一項の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に業務規程の案を添えて特許庁長官に提出しなければならない。 |
| 三 | 登録調査機関は、法第三十九条において準用する法第二十二条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。 |
| 一 | 一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由 |
| （帳簿の記載） | |
| 第五十九条 | 法第三十九条において準用する法第二十二条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。 |
| 一 | 一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日 |
| （電磁的方法による保存） | |
| 第五十九条の二 | 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じて保存されるときは、各月における法第三十六条第一項の規定により行つた調査業務に係る特許出願の件数とする。 |
| 二 | 法第三十九条において準用する法第三十一条第一項の帳簿は、調査業務を廃止するまで保存しなければならない。 |
| （準用） | |
| 第六十条 | 第四十二条の二、第四十三条、第四十五条から第四十八条まで及び第五十四条の二の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第五十五条及び第五十六条」と、第四十三条及び第四十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第四十五条第一号中「範囲」とあるのは「区分」と、第四十七条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第五十四条の二中「第四十二条から第四十七条まで」とあるのは「第五十五条、第五十八条第二項及び第三項並びに第六十条において準用する第四十二条の二、第四十三条、第四十五条並びに第四十七条」と読み替えるものとする。 |
| （調査報告） | |
| 第三節 特定登録調査機関 | |
| 第六十条の二 | 法第三十九条の二の調査報告の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。 |
| 一 | 一 調査報告番号
二 特定登録調査機関の登録の区分
三 先行技術調査業務を行つた技術の分野
四 先行技術調査業務を行つた年月日 |
| 九 | 先行技術調査業務を行つた調査業務実施者の氏名
その調査報告に係る特許出願の番号
その調査報告に係る特許出願の特許請求の範囲
先行技術調査に際して行つた技術の検索の条件及び結果 |
| （業務の休廃止の届出） | |
| 第六十条の六 | 特定登録調査機関は、法第三十九条の八の規定により先行技術調査業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。 |
| 一 | 一 休止し、又は廃止しようとする先行技術調査業務の区分
二 休止し、又は廃止しようとする年月日
三 休止しようとする場合にあっては、その期間
四 休止又は廃止の理由 |
| （帳簿の記載） | |
| 第六十条の七 | 法第三十九条の十一において準用する法第三十九条の八の規定により先行技術調査業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。 |
| 一 | 一 休止し、又は廃止しようとする先行技術調査業務の区分
二 休止し、又は廃止しようとする年月日
三 休止しようとする場合にあっては、その期間
四 休止又は廃止の理由 |
| （登録の申請） | |
| 第六十条の三 | 法第三十九条の四の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。 |
| 一 | 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| 二 | 二 先行技術調査業務を行おうとする事務所の名称及び所在地 |
| 三 | 三 行おうとする先行技術調査業務の区分 |
| （登録の区分） | |
| 第六十条の四 | 法第三十九条の四の経済産業省令で定める区分は、別表第三に掲げるとおりとする。 |
| 二 | 二 前項の申請書には、登記事項証明書若しくはこれに準ずるもの又はこれらの写しを添付しなければならない。 |
| （先行技術調査業務規程） | |
| 第六十条の五 | 法第三十九条の七第一項の先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。 |
| 一 | 一 先行技術調査業務の区分 |
| 二 | 二 先行技術調査業務を行う時間及び休日に関する事項 |
| 三 | 三 自己又はその子会社の特許出願について先行技術調査業務を行わない旨 |
| 四 | 四 先行技術調査業務の実施の方針に関する事項 |
| 五 | 五 先行技術調査業務の適正な実施のために必要な事項 |
| 六 | 六 先行技術調査業務に関する料金に関する事項 |
| 七 | 七 先行技術調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項 |
| 八 | 八 調査報告の特許庁長官への提出に関する事項 |
| 九 | 九 前各号に掲げるもののほか、先行技術調査業務に関する事項 |
| （先行技術調査業務規程） | |
| 第六十条の六 | 法第三十九条の七第一項の規定により先行技術調査業務規程の届出をするときは、先行技術調査業務を開始しようとする日の二週間前までに、その旨を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。 |
| 二 | 二 特定登録調査機関は、法第三十九条の七第一項の規定により先行技術調査業務規程の変更の届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を特許庁長官に提出しなければならない。 |
| 一 | 一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更の理由 |

2 法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第一項の帳簿は、先行技術調査業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
(電磁的方法による保存)

第六十条の八 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
(調査報告の提出)

第六十条の九 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を実施したときは、遅滞なく、調査報告を特許庁長官に提出しなければならない。

(準用)

第六十条の十 第四十二条の二、第四十三条、第四十八条及び第五十四条の二の規定は、特定登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第六十条の三及び第六十条の四」と、第四十三条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と、第五十四条の二中「第四十二条から第四十七条まで(第四十四条第一項及び第四十六条を除く。)」とあるのは「第六十条の三、第六十条の五第二項及び第三項、第六十条の六、第六十条の九並びに第六十条の十において準用する第四十二条の二並びに第四十三条」と読み替えるものとする。

第五章 雜則

(特許法施行規則の準用)

第六十一条 特許法施行規則第一条、第二条、第七条、第十条、第十三条の三及び第十三条の規定は、法又は法に基づく命令の規定による手続に準用する。

2 特許法施行規則第十八条第二項の規定は、法第十二条第二項の規定によるファイルに記録されている事項を記載した書類の交付に準用する。

3 特許法施行規則第六十九条第二項の規定は、第十二条第一項の表の第十一号若しくは第十二号又は第四十条第一項第一号若しくは第二号の特許料等の納付の申出に準用する。

4 特許法施行規則第六十九条第三項の規定は、第十二条第一項の表の第十一号若しくは第十二号又は第四十条第一項第一号若しくは第二号の特許料等の納付の申出に準用する。

(実用新案法施行規則の準用)

第六十二条 実用新案法施行規則第二十一条第二項の規定は、第十二条第一項の表の第十三号又は第四十条第一項第三号の特許料等の納付の申出に準用する。

(意匠法施行規則の準用)

第六十三条 意匠法施行規則第二条の三から第二条の五までの規定は、法又は法に基づく命令の規定による手続に準用する。

2 意匠法施行規則第十八条第二項の規定は、第十二条第一項の表の第十四号若しくは第十五号又は第四十条第一項第四号若しくは第五号の特許料等の納付の申出に準用する。

(商標法施行規則の準用)

第六十四条 商標法施行規則第十八条第二項の規定は、第十二条第一項の表の第十六号、第十七号若しくは第十八号又は第四十条第一項第六号、第七号若しくは第八号の特許料等の納付の申出に準用する。

(施行期日)
附 則 抄
第一条 この省令は、法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。ただし、第一条から第五条まで、第六条第二項及び第三項、第八条、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条から第五十八条まで、第六十条(第四十五条の準用に係る部分を除く。)、第六十一条第一項及び附則抄

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。ただし、第一条から第五条まで、第六条第二項及び第三項、第八条、第三十六条から第三十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条から第五十八条まで、第六十条(第四十五条の準用に係る部分を除く。)、第六十一条第一項及び附則抄

則第九条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する部分の施行の日(同年九月十二日)から施行する。
(施行日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続)

第九条 第三条第三項第四号、第四条及び第五十五条から第十八条までの規定は、令附則第九条の規定による届出に準用する。
この省令は、平成五年七月一日から施行する。

附 則 (平成五年六月二十四日通商産業省令第三二号)
附 則 (平成五年一月八日通商産業省令第七五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成六年一月一日)から施行する。

(実用新案法施行規則等の改正に伴う経過措置)
(実用新案法施行規則)

第三条 この省令の施行の際現に特許令に係属している実用新案登録出願(改正法附則第五条第一項の規定により改正法第三条の規定による改正後の実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号。以下「新実用新案法」という。)の規定の適用を受けるものを除く。)又はこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、改正前の実用新案法施行規則(以下この項において「旧実用新案法施行規則」という。)(第六条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二及び第九条の三の規定を除く。)改正前の特許法施行規則、改正前の意匠法施行規則、改正前の実用新案登録令施行規則(以下「旧実用新案登録令施行規則」という。)(第二条及び第三条第三項において準用する特許登録令施行規則第四十九条の規定を除く。)改正前の特許登録令施行規則(以下「旧特許登録令施行規則」という。)、改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(以下この項において「旧特例法施行規則」という。)(第三条、第十条及び第二十三条の規定を除く。)及び改正前の通商産業省組織規程の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧実用新案法施行規則第二条の二及び第三条の二並びに旧特例法施行規則第十九条第一項、第二十三条の三及び第三十四条の二中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

2 前項の規定にかかるわらず、この省令の施行後に請求される審判及びその確定審決に対する再審については、改正後の実用新案法施行規則第二十三条第十三項において準用する新特許法施行規格A列4番とする。

3 第一項、特許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十年通商産業省令第四十五号)附則第三項及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則附則第六条において準用する同規則附則第三条第一項の規定によりそれぞなおその効力を有するものとされた実用新案法施行規則の様式に規定する書面の用紙の大きさについては、これらの規定にかかるわらず、日本産業規格A列4番とする。

附 則 (平成六年九月三十日通商産業省令第六六号)
(施行期日)
この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成七年六月二七日通商産業省令第五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年七月一日)から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二条及び第二十三条第十三項の改正規定、同規則様式第十五の改正規定(【考案の名称】)を削る部分を除く。)並びに同規則様式第十六の改正規定(同様式に備考2を加える部分に限る。)、第四条中意匠法施行規則第十二条第一項の改正規定(【公告】を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。)並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六条の規定、第七条の規定(特許登録令施行規則第七条第三項、第三十一条第一項及び第三十七条第一項の改正規定中「第百二十六条第一項若しくは第一百八十四条の十五第一項」を「若しくは第一百二十六条第一項」に改める部分

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

附
則

(平成十二年三月九日通商産業省令第三二号)

この省令は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日（平成十二年三月十四日）から施行する。

附
則 (平成十二年四月一九日通商産業省令第九九号) 抄

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十二年四月二十日）から施行する。

附
則 (平成二年一月一〇日通商産業省令第三五七号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附
則 (平成二年一月二十五日通商産業省令第四〇四号)

この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

附
則 (平成三年二月一三日通商産業省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附
則 (平成三年五月三二日通商産業省令第一六六号)

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附
則 (平成一四年八月一日通商産業省令第九四号) 抄

第一条 この省令は特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年九月一日）から施行する。

附
則 (平成一五年六月六日通商産業省令第七二号) 抄

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附
則 (平成一五年九月一〇日通商産業省令第一〇一号)

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成十五年十月一日）から施行する。

附
則 (平成一五年一〇月二七日通商産業省令第一四一号) 抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附
則 (平成一五年一二月一一日通商産業省令第一五三号) 抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附
則 (平成一六年三月二日通商産業省令第一八号) 抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附
則 (平成一六年四月二〇日通商産業省令第六一号)

この省令は、平成十六年四月二十八日から施行する。

附
則 (平成一六年六月四日通商産業省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第四十条の改正規定を除く。）は、平成十六年十月一日から施行する。

附
則 (平成一六年九月三〇日通商産業省令第九九号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附
則 (平成七年三月四日通商産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附
則 (平成七年三月二九日通商産業省令第三〇号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附
則 (平成七年八月一日通商産業省令第七六号)

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。ただし、第十条第五十九号、第十三条第一号並びに第十五条第一項第一号、第二項及び第三項の規定は、平成十七年八月一日から施行する。

附
則 (平成一七年一月一〇月三日通商産業省令第九六号)

この省令は、平成十七年十一月四日から施行する。

附
則 (平成一七年一一月一一日通商産業省令第一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附
則 (平成一八年二月一五日通商産業省令第七号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附
則 (平成一八年六月八日通商産業省令第七七号) 抄

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年六月十三日）から施行する。

附
則 (平成一八年一一月一一〇号)

この省令は、平成十九年一月四日から施行する。

附
則 (平成一九年三月二六日通商産業省令第一四号) 抄

第一条 この省令は、改正法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附
則 (平成一九年八月三日通商産業省令第五〇号)

この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。

附
則 (平成二〇年九月三〇日通商産業省令第六九号)

第一条 この省令は、平成二一年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附
則 (準備行為)

第二条 第七条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下「新特例法施行規則」という。）第三十九条の二に規定する口座振替による納付の届出に関する手続及び第三十九条の三に規定する振替番号の通知は、この省令の施行の日前においても行うことができる。

第三条 第七条の規定による新特例法施行規則第四十一条の五第二項並びに第四十一条の六及び第四十一条の七に規定する特許料及び登録料の自動納付の申出に関する手続は、この省令の施行の日前においても行うことができる。

附
則 (平成二一年一月三〇日通商産業省令第五号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附
則 (平成二一年六月二二日通商産業省令第三四号)

この省令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

附
則 (平成二二年三月一〇日通商産業省令第八号)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附
則 (経過措置)

2 この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三条第二号に規定する方法による特定手続は、この省令による改正

旧規則別表第一の上欄に掲げる二 二 先行技術調査（ナノ物理）	新規則別表第二の上欄に掲げる新規則別表第二の上欄に掲げる二 （応用物理）	間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる三 三 先行技術調査（一般機械）	新規則別表第二の上欄に掲げる三 （応用光学）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる四 四 先行技術調査（応用光学）	新規則別表第二の上欄に掲げる四 （光デバイス）	間の残存期間のうちいずれか長い期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる五 五 先行技術調査（光デバイス）	新規則別表第二の上欄に掲げる五 （光デバイス）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる六 六 先行技術調査（事務機器）	新規則別表第二の上欄に掲げる六 （事務機器）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる七 七 先行技術調査（自然資源）	新規則別表第二の上欄に掲げる七 （自然資源）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる八 八 先行技術調査（アミューズメント）	新規則別表第二の上欄に掲げる八 （アミューズメント）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる九 九 先行技術調査（住環境）	新規則別表第二の上欄に掲げる九 （住環境）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる十 一 十 先行技術調査（自動制御）	新規別表第二の上欄に掲げる十 （自動制御）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる十一 一 十一 先行技術調査（自動機械）又は十二 二 十二 先行技術調査（運輸）	新規別表第二の上欄に掲げる十一 （運輸）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる十二 三 三 先行技術調査（一般機械）	新規別表第二の上欄に掲げる十二 （一般機械）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる十三 十四 四 十四 先行技術調査（自動制御）又は十四 十五 十四 先行技術調査（生産機械）	新規別表第二の上欄に掲げる十三 （生産機械）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる十四 十六 六 十六 先行技術調査（搬送組立）又は十六 十七 六 十七 先行技術調査（有機化学）	新規別表第二の上欄に掲げる十四 （有機化学）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる十五 十七 八 十七 先行技術調査（半導体機器）	新規別表第二の上欄に掲げる十五 （半導体機器）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる十六 十九 十九 先行技術調査（金属加工）	新規別表第二の上欄に掲げる十六 （金属加工）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる十七 二十 二十 先行技術調査（金属電気化）	新規別表第二の上欄に掲げる十七 （金属電気化）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる十八 二十一 二十一 先行技術調査（金属加工）	新規別表第二の上欄に掲げる十八 （金属加工）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる十九 二十二 二十二 先行技術調査（無機化学）	新規別表第二の上欄に掲げる十九 （無機化学）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる二十 二十三 二十三 先行技術調査（半導体機器）	新規別表第二の上欄に掲げる二十 （半導体機器）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる二十一 二十四 二十四 先行技術調査（医療）又は二十四 二十五 二十五 先行技術調査（生命工学）	新規別表第二の上欄に掲げる二十一 （医療）又は二十五 （生命工学）	間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第一の上欄に掲げる二十二 二十六 二十六 先行技術調査（環境化）	新規別表第二の上欄に掲げる二十二 （環境化）	間の残存期間と同一の期間

旧規則別表第三の上欄に掲げる 三十 先行技術調査（有機化合 物）	新規則別表第三の上欄に 掲げる三十 先行技術調 査（有機化合物）	施行日における上欄に掲げる区分に係る
旧規則別表第三の上欄に掲げる 三十一 先行技術調査（電子商 取引）	新規則別表第三の上欄に 掲げる三十一 先行技術 調査（電子商取引）	特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる 三十二 先行技術調査（インターネ ットエイズ）	新規則別表第三の上欄に 掲げる三十二 先行技術 調査（インターネットエイズ）	特定登録調査機関として受けた登録の有効期間の残存期間と同一の期間
旧規則別表第三の上欄に掲げる 三十三 先行技術調査（情報処 理）、三十四 先行技術調査（情 報通信）又は三十五 先行技術 調査（デジタル通信）	新規則別表第三の上欄に 掲げる三十三 先行技術 調査（情報処理）、三十四 先行技術調査（自動制御）、 三十五 先行技術調査（デジタル 通信）又は三十六 先行技 術調査（デジタル通信）	施行日における上欄に掲げる区分に係る
旧規則別表第三の上欄に掲げる 三十六 先行技術調査（情報處 理）又は三十七 先行技術 調査（電話通信）	新規則別表第三の上欄に 掲げる三十六 先行技術 調査（電話通信）	施行日における上欄に掲げる区分に係る
旧規則別表第三の上欄に掲げる 三十八 先行技術調査（映像機 器）、三十九 先行技術調 査（情報記録）	新規則別表第三の上欄に 掲げる三十八 先行技術 調査（映像機器）	施行日における上欄に掲げる区分に係る
旧規則別表第三の上欄に掲げる 四十 先行技術調査（映像機 器）、四十一 先行技術 調査（伝送システム）、四十二 先行技術調査（電気機器）	新規則別表第三の上欄に 掲げる四十 先行技術 調査（映像機器）、四十一 先行技術調査（伝送シス 템）、四十二 先行技術 調査（電気機器）	施行日における上欄に掲げる区分に係る
旧規則別表第三の上欄に掲げる 四十三 先行技術調査（映像機 器）、四十四 先行技術 調査（画像処理）	新規則別表第三の上欄に 掲げる四十三 先行技術 調査（映像機器）、四十四 先行技術調査（画像処理）	施行日における上欄に掲げる区分に係る
旧規則別表第三の上欄に掲げる 四十五 先行技術調査（搬送組 立）、四十六 先行技術調 査（インターネットエイズ）	新規則別表第三の上欄に 掲げる四十五 先行技術 調査（搬送組立）、四十六 先行技術調査（インターネ ットエイズ）	施行日における上欄に掲げる区分に係る

附 則（平成二九年七月三一日経済産業省令第五九号）抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年七月六日経済産業省令第三九号）
この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

附 則（平成三十一年七月一一日経済産業省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年二月二日経済産業省令第一二号）
この省令は、平成三十一年二月二日経済産業省令第一二号の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年七月一日経済産業省令第一七号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日経済産業省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日経済産業省令第二二号）抄
(施行期日)
この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日経済産業省令第九一号）
(経過措置)
この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九一号）
(経過措置)
この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日経済産業省令第九一号）
(経過措置)
この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

るものとする」を、「第二十八条中「願書」とあるのは「願書（意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する願書を除く）と読み替えるものとする」に改める部分に限る。」の規定、様式第二、様式第二の二、様式第六、様式第十四及び様式第十四の二及び別表並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三条、第十条（第三十九号に係る部分を除く。）、第十二条、第十九条、第二十三条、第三十条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の五、第三十八条の二、第三十九条の十及び第六十三条の規定は、この省令の施行の日以後に適用する意匠登録出願について適用し、この省令の施行の日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 この省令による改正後の意匠法施行規則第十五条（同規則第二十八条の二）を「同規則二十七条の四（第二项に規定する様式第三十六条の三、同規則第二十八条の二）に改める部分に限る。」及び第十九条第三項（「と読み替えるものとする」）を「第二十八条中「願書」とあるのは「願書（意匠法施行規則第二条の二第一項に規定する願書を除く）と読み替えるものとする」に改める部分を除く。）の規定並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三条の規定による改正前の意匠法第十五条第一項及び第六十条の十第二項において読み替えて準用する特許法第十三条の規定は、この省令の施行の日前に特許法等の一部を改正する法律施行規則第二十二条の四第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、適用しない。

3 この省令による改正後の意匠法施行規則第十九条第一項（特許法施行規則第四条の二第五項及び第六項の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条第三十九号の規定は、この省令の施行の日前に改正前の意匠法の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

附 則（令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号）抄

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

第二条 第七条の規定による改正前の工業所有権の手続等の特例に関する法律施行規則様式第三十五条は、特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（令和四年三月一五日経済産業省令第一四号）
（施行期日）
 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。
附 則（令和四年六月三〇日経済産業省令第五八号）抄
（施行期日）
 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。
附 則（令和四年六月三〇日経済産業省令第五八号）抄
（施行期日）
 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。
第五条 第七条の規定による改正前の工業所有権の手続等の特例に関する法律施行規則様式第三十五条は、特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（令和四年九月二六日経済産業省令第七五号）
（施行期日）
 この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。ただし、第一条中特許法施行規則第四条の三第三項の改正規定、第五条中特許登録令施行規則第十三条の五第一項の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の改正規定及び第七条中工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令第三条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年一〇月三一日経済産業省令第八〇号）抄
（施行期日）
 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第三条 前条の規定は、第二条の規定による工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置に関して準用する。

附 則（令和四年一二月二六日経済産業省令第一〇三号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和五年三月一三日経済産業省令第一〇〇号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月一八日経済産業省令第五八号）

（施行期日）
 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）

（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一二月三一日経済産業省令第二号）

（施行期日）
 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和六年一二月二九日経済産業省令第一〇〇号）

（施行期日）
 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年一二月二九日経済産業省令第一一一号）

（施行期日）
 この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和六年一二月二九日経済産業省令第一一一号）

（施行期日）
 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

七	平成十二年一月一日前にされた拒絶査定等に対する審判の請求	第十五条第二十七条、第三十八条第二十三条の四第三号、第四十一条号まで、第四十五号、第八号、第十二号から第四十七号まで及び第五号、第十四号から第二十号から第五十三号までに掲げる手続	に限る。)、第四十五号から第四二五号及び第二十六号に掲げる通知又は命令	別表第一の二	別表第一の二		
八	先願参考出願	特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ	十七号まで及び第五十一号から第十五号及び第ニ十九号に掲げる通	一	一		
九	国際出願その他国際出願等に係る手続	第十一条第五号、第五号の二、第四十三号（国際出願等に係る手続に際しての申出に限る。）及び第四十八号に掲げる特定手続並びに国際出願法施行規則第二十二条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。)	十七号まで及び第五十一号から第十五号及び第ニ十九号に掲げる通	二	二		
十	審判、再審又は判定の請求（第十一条第二十六条号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）を除く。）	第十四条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。)	十七号まで及び第五十一号から第十五号及び第ニ十九号に掲げる通	三	三		
十一	特許異議の申立て及び登録異議の申立て	第十五条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。)	十七号まで及び第五十一号から第十五号及び第ニ十九号に掲げる通	四	四		
十二	特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付	第十五条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。)	十七号まで及び第五十一号から第十五号及び第ニ十九号に掲げる通	五	五		
十三	審判、再審及び判定に係る手続（第十一条第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号から第四十七号まで、第五十一号から第五十三号まで及び第六十五号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）並びに別表第一の二の四、五、七、九及び十一の項に掲げるものを除く。）	第十五条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。)	十七号まで及び第五十一号から第十五号及び第ニ十九号に掲げる通	六	六		
十四	特許異議の申立て及び登録異議の申立てに係る手続（別表第一の二の五、六、八、十及び十二の項に掲げるものを除く。）	第十五条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。)	十七号まで及び第五十一号から第十五号及び第ニ十九号に掲げる通	七	七		
十五	別表第一の二の三十二、三十三、三十七、六十六、八十九から九十三まで、九十六及び百一の項に係る手続（別表第一の二の五、六、八、十及び十二の項に掲げる手続を除く。）	第十五条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。)	十七号まで及び第五十一号から第十五号及び第ニ十九号に掲げる通	八	八		
十六	特許法第十七条第一項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るもの）の規定による期間の延長の請求	第十五条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。)	十七号まで及び第五十一号から第十五号及び第ニ十九号に掲げる通	九	九		
十七	特許法第十七条第一項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による届出（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るもの）の規定による期間の延長の請求	第十五条第一項の規定による優先権書類の提出を除く。)	十七号まで及び第五十一号から第十五号及び第ニ十九号に掲げる通	十	十		

用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第十四条の三、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の二十八第一項、第六十人条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。同表の十八において同じ。）の規定による同表の

	用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第十四条の三、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の二十八第一項、第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。同表の十八において同じ。）の規定による同表の一、二、十五、十六、十九から三十九まで、四十二から四十五まで、四十八から五十五まで、六十一、六十二、六十四から六十八まで、七十二から八十七まで、八十九から九十八まで、百から百二まで、百十六から百二十三までの項に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（特許法施行規則第十一条第二項又は第三項の規定により一の書面でする場合を含む。）
十八	特許法第十七条第一項若しくは第三項、实用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものと除く。）から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらとの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものと除く。）
十九	特許法第二十二条第一項（实用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による受継の申立て（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手續に係るものと除く。）
二十	特許法第三十条第三項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出
二十一	特許法第三十条第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出（先願参照出願に係るものに限る。）
二十二	特許法第三十八条の二第四項本文の規定による手続補完書の提出
二十三	特許法第三十八条の三第二項の規定による書面の提出
二十四	二十特許法第三十八条の三第三項の規定による明細書及び必要な図面の提出
二十五	二十特許法第三十八条の四第三項の規定による明細書等補完書の提出
二十六	二十特許法第三十八条の四第七項の規定による明細書等補完書の取下げ
二十七	二十特許法第四十一条第四項の規定による書面の提出（先願参照出願と同時にするものに限る。）
二十八	二十特許法第四十一条第四項又は实用新案法第八条第四項の規定による書面の提出（特許出願又は实用新案登録出願と同時にするものと除く。）
二十九	二十特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出（先願参照出願と同時にするものに限る。）
三十	特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（实用新案法第十二条第一項において準用する場合を含む。）及び实用新案法第十二条第一項において準用する場合を含む。）、特許法第四十三条の三第三項（实用新案法第十二条第一項において準用する場合を含む。）及び实用新案法第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出（特許出願又は实用新案登録出願と同時にするものを除く。）
三十一	特許法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項（实用新案法第十二条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。）、实用新案法第十二条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。）及び特許法第四十三

六	四十意匠法第六十条の三の規定による国際登録出願
七	四十意匠法第六十条の四の規定により準用する同法第六十八条第二項において準用する特許法第十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定による別表第一の二の第四十六の項に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正
八	四十意匠法第六十条の七第一項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面の提出
九	四十意匠法第六十条の七第一項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出
五十	意匠法第六十条の二十二第一項の規定による個別指定手数料の返還の請求
五十一	五十意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条の規定による期間の延長の請求及び同一法第五条第一項又は同条第三項の規定による期間の延長の請求（国際意匠登録出願に係るものに限る。）
五十二	五十商標法第五条の二第三項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による手続補完書の提出
五十三	五十商標法第九条第二項の規定による出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出
五十四	五十商標法第九条第二項の規定による同条第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出（国際商標登録出願に係るものに限る。）
五十五	五十商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出（国際商標登録出願に係るものに限る。）
五十六	五十商標法第六十八条の二の規定による国際登録出願
五十七	五十商標法第六十八条の四の規定による事後指定
五十八	五十商標法第六十八条の五の規定による国際登録の存続期間の更新の申請
五十九	五十商標法第六十八条の六の規定による国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標法施行規則第九条の二第二項の規定により一の書面でする場合を含む。）
六十	六十商標法第六十八条の七において準用する同法第七十七条第二項において準用する特許法第十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定による別表第一の二の五十六から五十九までの項に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正
六十一	六十商標法第六十八条の十五第二項の規定により読み替えて適用する同法第十三条第一項において準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定による書面の提出
六十二	六十商標法第七十七条第一項において準用する特許法第四条の規定による期間の延長の請求及び同法第五条第一項又は同条第三項の規定による期間の延長の請求（国際商標登録出願に係るものに限る。）
六十三	六十法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。）の交付の請求
六十四	六十法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出（別表第一の二の一、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての申出に限る。）及び法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による

む。) (第十一条第四十七号に掲げるもの並びに別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。)

三十二 （イント ーフェイス）	先行技術調査（インターフェイス、計算機細部等）	マンマシンインターフェイス、計算機細部等
三十三 （情報処 理）	先行技術調査（情報処理）	ソフト開発・A I、ハード・中核ソフト、I Cカード、メモリ回路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、D R M、暗号、デバイス転送制御等
三十四 （ステム）	先行技術調査（伝送シス テム）	路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、D R M、暗号、デバイス転送制御等
三十五 （システム）	先行技術調査（電力シ ス템）	送配電、充放電、電路の調整（インバータ、コンバータ、パルス回路、電流・電圧の調整）、電線の据付等
三十六 （ル ー ン 通 信）	先行技術調査（デジタル データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ波、データネットワーク等）	移動体通信、電話システム、警報、基礎伝送回路、パルス回路、增幅器等
三十七 （機械）	先行技術調査（映像シ ビ デ オ規 格、ビデオ配信、T Vカ メラ、T V細部、音響、樂器・音声処理、情報記録等）	電気機器規格、ビデオ規格、ビデオ配信、T Vカメラ、T V細部、音響、樂器・音声処理、情報記録等
三十八 （機 器）	先行技術調査（画像処 理）	画像処理、F A X、C G、C A D等
三十九 （器 械）	先行技術調査（電気機 器）	抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等
四十 （合 同 性）	分類及び要約書の記載の適合性についての調査	電子写真材料、マーキング、写真、フォトレジスト、光学要素、レンズ・光学系、カメラ、E L素子等
別表第三（第六十一条の四関係）		
区分の名称		
一 （計測）	先行技術調査（計測）	技術の分野
二 （応用物理）	先行技術調査（応用物理）	時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電気測定、物理的測定、光学的測定等
三 （分析診断）	先行技術調査（分析診断）	電子管、表示制御、半導体露光、光学的画像処理、原子力等
四 （応用光学）	先行技術調査（応用光学）	機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等
五 （ス ス）	先行技術調査（光デバイス）	電子写真材料、マーキング、写真、フォトレジスト、光学要素、レンズ・光学系、カメラ、E L素子等
六 （事務機器）	先行技術調査（事務機器）	電子写真（工程・制御）、印刷、インクジェットプリンター、プリンタ一般等
七 （自然資源）	先行技術調査（自然資源）	農機、栽培、木材、土木施工、土木構造物等
八 （ア ミ ュ ー ズ メント）	先行技術調査（アミューズメント）	パチンコ・スロットマシン、ゲーム、運動・遊具、事務用品等
九 （住 環 境）	先行技術調査（住環境）	建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等
十 （自動制御）	先行技術調査（自動制御）	燃料供給装置、内燃機関制御、排氣処理、エンジン部品、タービン、車両統合制御、流体機械、流体制御等
十一 （機 械）	先行技術調査（動力機械）	制御・警報、電動車両の制御、交通システム、電動機・発電機、電動機・発電機制御等
十二 （運 輸）	先行技術調査（運輸）	車体構造、二輪車、船舶、車両基盤、操向・安全、レスキュー、ハイブリッド電気車両等
十三 （機 械）	先行技術調査（一般機械）	軸受、変速機制御、伝動機構、制動、防振等
十四 （機 械）	先行技術調査（生産機械）	研削加工、工作機械一般、溶接、ロボティクス、制御・組立等
十五 （機 械）	先行技術調査（搬送）	運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ等
十六 （機 械）	先行技術調査（繊維包装）	紙送り、被服・繊維機械、包装応用、容器一般等
十七 （機 械）	先行技術調査（生活機器）	生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チエツク装置等
十八 （機 械）	先行技術調査（熱機器）	給湯、管一般、調理、加熱、空調、冷凍等
十九 （機 械）	先行技術調査（医療機器）	医薬注入、物理療法、手術、補綴等
二十 （機 械）	先行技術調査（無機化 学）	金属加工
二十一 （機 械）	先行技術調査（金属・精鍊・铸造・庄延、合金製造、熱処理・炉、合金・溶接材料、表面処理等）	燃料電池システム、電極、活物質、リチウム電池、アルカリ電池、燃料電池、電池の要素・実装、電線・電線の製造等
二十二 （機 械）	先行技術調査（電気化 学）	半導体要素、半導体集積回路、半導体要素の製造、半導体要素の実装、熱電素子、超電導素子、庄電素子、磁気抵抗効果素子等
二十三 （機 械）	先行技術調査（半導体 学）	半導体要素、半導体集積回路、半導体要素の製造、半導体要素の実装、熱電素子、超電導素子、庄電素子、磁気抵抗効果素子等
二十四 （機 械）	先行技術調査（生命工 学）	機器
二十五 （機 械）	先行技術調査（有機化 学）	生物含有医薬、蛋白・抗原抗体含有医薬、製剤・医療材料、化粧料、バイオテクノロジー、微生物・酵素、食品等
二十六 （機 械）	先行技術調査（環境化 学）	有機化合物の製法、農薬・染料、石油化学、応用有機材料、インク、接着剤、固体廃棄物・乳化・分散・マイクロカプセル等
二十七 （機 械）	先行技術調査（プラス チック工業）	膜、水処理、固体分離、濾過・液分離、排ガス、処理操作一般、混合等
二十八 （機 械）	先行技術調査（高分子 学）	高分子処理、樹脂成形、タイヤ、発泡成形等
二十九 （機 械）	先行技術調査（繊維・ 積層体）	高分子化合物・高分子（熱可塑系、熱硬化系）、付加系高分子（特殊）、高分子組成物、重合・触媒等
三十 （機 械）	先行技術調査（有機化 合物）	有機化合物、医薬等
三十一 （機 械）	先行技術調査（電子商 取引）	電子商取引、業務システム、金融・決済、検索装置、言語処理等
三十二 （機 械）	先行技術調査（インターフェイス）	マンマシンインターフェイス、計算機細部等
三十三 （機 械）	先行技術調査（情報処 理）	ソフト開発・A I、ハード・中核ソフト、I Cカード、メモリ回路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、D R M、暗号、デバイス転送制御等
三十四 （機 械）	先行技術調査（伝送シ ス템）	送配電、充放電、電路の調整（インバータ、コンバータ、パルス回路、電流・電圧の調整）、電線の据付等
三十五 （機 械）	先行技術調査（電力シ ス템）	路・信憑性、メモリ制御、コンピュータセキュリティ、D R M、暗号、デバイス転送制御等
三十六 （機 械）	先行技術調査（デジタル データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ波、データネットワーク等）	送配電、充放電、電路の調整（インバータ、コンバータ、パルス回路、電流・電圧の調整）、電線の据付等
三十七 （機 械）	先行技術調査（映像シ ビ デ オ規 格、ビデオ配信、T Vカ メラ、T V細部、音響、樂器・音声処理、情報記録等）	データ伝送、デジタル変調、符号変換、伝送方式、マイクロ波、データネットワーク等

理)	三十八	先行技術調査（画像処理）	画像処理、FAX、CG、CAD等
器）	三十九	先行技術調査（電気機器）	抵抗器、磁石・インダクタンス、コンデンサ、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等

様式第1（第3条関係） 謹別番号付与請求書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1. 請求人

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

（国名・地域）

2. 代理人

謹別番号

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4番（幅210mm、縦29.7mm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを規制して用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2. 文字は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右について各2.3cmを越えないものとする。

3. 文字は、タイプ印字等により、黒色で、明るい色にかつ容易に判別することができるよう書く。

4. 「住所又は居所」は、何層、何階、何番、大字同、字同、何番地、局番のよう詳しく記載する。ただし、謹別番号を記載したときは、「郵便番号」及び「住所又は居所」の欄は記入するには及ばない。

5. 氏名又は名称の誤りが判別できるときは読み読みやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

6. 「請求人」又は「代理人」の欄の「氏名又は名称」（法人にあっては、「代表者」）の次に請求人又は代理人の署名又は捺印を記載する。その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名又は名称を記載する。

7. 「氏名又は名称」（法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあっては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

8. 請求人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記する場合は、「住所又は居所」の次に「住所又は居所原語表示」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、請求人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「氏名又は名称」の次に「氏名又は名称原語表示」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあっては、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

9. 日本に常勤所有する外國法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「常勤所郵便番号」及び「日本における常勤所」の欄を設けて、常勤所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

10. 請求人がハイタッチの同盟国、世界貿易機関の加盟国又は海關法条約の締約国の国籍とみなされる者（法人に限る。）のときは（謹別番号に該当するときを除く。）、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表示」）の次に「常勤所」の欄を設けて、常勤所の所在地の国・地域名を記載する。

11. 「（国籍・地域）」は、外国の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所又は居所」の欄に記載し、国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄に記載するには及ばない。

12. 第3条第2項又は現金手帳省令第2条第2項の規定による謹別番号の通知を受けていない者については、「謹別番号」の欄に記載するには及ばない。

13. 代理人又はらないときは、「代理人」の欄は記入するには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同出のときは、「代表者」の次に「代理關係の持記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

14. 「（令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。

- 15 提出書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。
 16 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
 17 とじ方ではなるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。

様式第2（第4条関係）	氏名（名称）変更届 (令和 年 月 日)
特許庁長官 聞	
1 氏名（名称）を変更した者	
識別番号	
住所又は居所	
旧氏名又は新氏名	
新氏名又は新名称	
㊞	
2 代理人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	
〔備考〕	
1 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者（代理人を除く。）の印を捺さなければならぬ。その場合、「新氏名又は新名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次の「〔代表者〕」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。	
2 備考1に記載の者が届出する場合は、当該届出人の印を押すことを要しない。代理人によるとおりであつて本人が不在の場合にあっては、「〔代表者〕」の欄は不要とし、代理人にふらないときは、「〔代理人〕」の欄に設けるにあればよい。また、代理人が弁護士・外國法務弁護士共同法のときは、「〔代表者〕」の次に「代理關係の特記事項」の欄を設けて、「業務登録出願人」の欄を設けず、「〔代理人〕」の欄に登録する社員の氏名を記載する。	
3 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、「〔その他〕」欄を設け、「○○番0000-000000」のように出願の番号をなくとも記載する。ただし、出願の番号が通知されないときは「出願番号」を「出願日」とし、「〔令和XX年XX月XX日提出の○○案〕」のように出願の年月日を記載する。	
4 「住所又は居所」は、何県、何都、何村、大字何、字何、郵便番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号記載したときは、「住所又は居所」の欄に設けにはあればよい。	
5 日本に営業所を有する外國人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「新氏名又は新名称」又は「新氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「〔代表者〕」の欄を設けるものとする。	
6 第4条第3項の規定により氏名をしくは名称の変更の届出及び住所若しくは届出所の変更の届出を一の書面でするときは、次の要領で記載する。	
イ 表題栏「〔氏名（名称）変更届及び住所（居所）変更届〕」とする。	
ロ 「〔 氏名（名称）を変更した者〕」の欄を「〔 氏名（名称）及び住所（居所）を変更した者〕」とする。	
ハ 「住所又は居所」の欄を「〔住所又は居所〕」とし、「〔住所又は居所〕」の欄の次に「〔郵便番号〕」の欄及び「〔郵便番号又は勤務居所〕」の欄を設けてそれ記載する。	
7 第4条第4項の規定により届出を申請するときは、次の要領で記載する。	
イ 表題栏、第4条第1項の届出に登録名義人の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「〔氏名（名称）変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書（特許法施行規則第4条第4項の規定による届出及び申請）〕」とし、第4条第1項の届出と専用用紙に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一の書面でするときは、「〔氏名（名称）変更届及び登録用紙実施規則に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書（特許法施行規則第4条第4項の規定による届出及び申請）〕」とする。	
ロ 様式2を2の項掲げ下げる。「〔 氏名（名称）を変更した者〕」の欄を「〔 氏名（名称）を変更した者及び申請人〕」とし、「〔新氏名（名称）〕」を「〔旧氏名（名称）〕」とし、「〔旧氏名（名称）〕」の欄は設けるにあればよい。	
ハ 「〔特許庁長官 聞〕」の次に、第4条第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請者一の書面でするときは、「〔表示変更登録申請用紙〕」の次に「〔特許登録用紙〕」とし、「〔特許登録用紙〕」の欄を設け、「〔表示変更登録申請用紙に係る特許登録用紙〕」の欄に、「〔別紙のとおり〕」と記載し、別用紙に「〔別紙〕」と記載して、登録名義人の表示変更登録の申請に係る特許番号、実用新案登録番号、意匠登録番号又は商	

様式登録番号（特許（登録）番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「登録権利人の表示変更」のように記載する。第4条第1項の届出と仮専用実施権による特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一画面で行なうことには、「〔表示変更登録申請に係る出願の表示〕」「〔変更に係る表示〕」及び「〔登録の目的〕」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る出願の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別紙の別紙に「別紙」と記載して、仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録の申請に係る出願の番号（出願の番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名（名称）」及び「変更後の氏名（名称）」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名（名称）及び変更後の氏名（名称）をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「仮専用実施権による特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

2 登録免許税の納付に係る収入印紙は上余白部分にはるものなし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。

3 特許登録令第36条（実用新案登録令第7条、意匠登録令第7条及び商標登録令第10条において準用する場合を含む。）の規定により書面の提出を省略するときは、「〔代理人〕」の欄の次に「〔6 提出物件の目録〕」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「〔授用の表示〕」の欄を設けて、同条第1項の規定によるとときは当該書面が提出される手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるとときは当該書面が提出された手続に係る特許（登録）番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を記載する。

4 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、8、12及び14から17までと同様とする。

様式第3(第4条関係)

住 所(居 所) 変 更 届 (令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 住所(居所)を変更した者

識別番号

旧住所又は旧居所

郵便番号

新住所又は新居所

氏名又は名称



2 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

(備考)

1 第4条第4項の規定により届出と申請を一の書面で行なう場合において、その申請が登録免許税法（昭和42年法律第35号）第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されないものであるときは、「5 代理人」の欄の次に「6 非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の変更の登録の申請」又は「行政区分の変更による表示の変更の登録の申請」のように記載する。

2 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。その場合、「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。

3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

4 様式第1の備考1から3まで、5、6、8、12及び14から17まで並びに様式第2の備考2、3、6及び7と同様とする。この場合において、様式第2の備考7中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

削除

株式第6(第6条関係)
包括委任状提出書
(令和 年 月 日)

1 提出者
識別番号
郵便番号
住所又は居所
氏名又は名称
(国籍・地域)

2 選任した代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

3 代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

4 提出物の目録
(1) 包括委任状 1通
(2) ()
(備考)

1 商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続だけを代理権の内容とする包括委任状(この様式において「商標包括委任状」という。)以外の包括委任状を提出するときは、「識別番号」欄に記載し、商標包括委任状以外の包括委任状を記載する場合は、「識別番号」欄に記載し、商標包括委任状を提出するときは、「識別番号」欄に記載する。

2 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、「代表者」の欄の前に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法にあっては「○○の法の法に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載し、商標包括委任状を提出する場合は、「法的性質」欄に記載する。

3 「住所又は居所」(「郵便番号」を含む。)は、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、何處、何町、何村、大字、字、郵便番号、何番地を詳しく記載し、商標包括委任状を提出する場合にあっては、何處、何町、何村、大字、字、郵便番号を記載したとき、「住所又は居所」(「国籍・地域」)の欄には記載する。

4 外国人が、商標包括委任状以外の包括委任状を提出するときは、「(国籍・地域)」の欄に、その外国人の国籍・地域を記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所又は居所」(「国籍・地域」)の欄に記載した国・地域(第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域)と同一であるときは、「(国籍・地域)」の欄は設けない。

5 日本に営業所を有する外国人法人都あって、日本における代表者が手続を行うときは、商標包括委任状以外の包括委任状を提出する場合にあっては、「氏名又は名称」の次に「営業所」の欄に記載するものとし、商標包括委任状を提出する場合にあっては、なるべく「当該法人の法的性質」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外國法にあっては「○○の法の法に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

6 日本に営業所を有する外国法人にあっては、「(国籍・地域)」の欄に、その外國人の国籍・地域を記載する。

7 バリ条約の加盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標条約の締約国の国民となるべき者は、(法人に限る。)が、商標包括委任状以外の包括委任状を提出するときは(備考6に該当するときは除く。)は、「氏名又は名称」(名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」)の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地名を記載し、商標包括委任状を提出するとき(備考6に該当するときは除く。)は、「(国籍・地域)」の欄に該当するときを除く。)は、なるべくその外國人の国籍・地域を記載する。

8 「包括委任状」は、なるべく次の文例により作成する。この場合において、第7条の規定により、包括委任状に代理権の及ばない事項に係る手続を記載するときは、「出願をする代理人又は出願と同時に提出する代理人選任状」により選任した代理人以外の者は、この包括委任状を採用することができません。」のように、代理権の及ばない事項に係る手続を具体的に記載する。

(文例)

包括委任状
令和 年 月 日
私は、識別番号○○○○○○○○○○○○(弁理士) ○○○○氏をもって代理人として下記事項を委任します。
記

- すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらにこれに附随する出願の放棄及び出願の取下げ
- すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
- すべての特許出願又は実用新案登録出願から通常の商標登録出願への変更
- すべての特許出願又は実用新案登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
- すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更
- すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第46条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
- すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
- すべての他人の特許権、実用新案権、意匠権及び商標並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらとの手続の取下げ
- すべての特許出願に関する出願公開の請求
- すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び防護登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
- すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
- すべての他人の特許権、実用新案権、意匠権及び商標並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらとの手続の取下げ
- すべての他人の特許に附隨する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
- すべての他人の商標、防護標章登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
- すべての他人の商標登録に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
- 上記手続に関する復代理人の選任
- すべての国際出願に関する一切の手続

9 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6、8及び13から17までと同様とする。

と同一の文字で記載する（法人にあっては、「[氏名又は名称原表記]」の次に「[代表者]」の欄に複数ある）。

8 日本に常設を有する外國法人であって、日本における代表者が手帳を行うときは、「[氏名又は名称]」の次に「[日本における営業所]」の欄に複数設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「[代表者]」の欄を設けるものとする。

9 「[手続をした人]」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【手続をした人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

10 「[用件を制限した代理人]」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【用件を制限した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【採用を制限した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

11 代理人が弁護士のときは、「[住所又は居所]」の次に「[代理士]」と記載し、弁護士のときは、「[弁護士]」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法務事務弁護士共法連とのときは、「[代表者]」の次に「[代理関係の特記事項]」の欄を設け、「業務を執行する社は〇〇〇〇」のように業務を執行する社の氏名を記載する。

12 代理人にようべきであって本人が法人の場にあつては、「[代表者]」の欄は不要し、代理人によらざるべきときは「[代理人]」の欄は設けるには及ばない。

13 「[代理人]」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

14 「(「提出日」 令和 年 月 日)」は、なるべく提出する日を記載する。

15 とじはねをはじとし、容易に分離し、とじ直しができるようにねじねばねチヌ等を用いてとじる。

16 第6条第1項において準用する特許実行規則第4条の規定により証明書の提出を省略するときは、「[代理人]」の欄の前に「[提出済みの目録]」の欄を設け、その次に「[件名]」の欄を設けて、当該証明書の件名を記載し、更に次の「[提出済みの表示]」の欄を設けて、同様第1項の規定によるときは用いられる該証明書が提出される結果となる係る事項の表示（特許権によるときは、特許権の権利範囲及びその権利の提出日を、同様第2項の規定によるとときは提出された当該証明書が提出された手帳に係る事項の表示（特許権によるときは、特許権書、書籍名及びその提出日）を記載する。また、以上の証明書の提出を省略するときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
【提出済みの目録】

【物件名】
【運用の表示】
【物件名】
【運用の表示】
17 その他の、様式第1の備考1、2、15及び16と同様とする。

様式第8(第8条関係)

包括委任状取下書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 包括委任状番号

2 提出者

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

〔備考〕

1 「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、代表者の氏名を記載する。

2 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

3 日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

4 代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

5 様式第1の備考1から3まで、5及び12から17までと同様とする。

様式第9（第11条関係）
【登録番号】特許権
【登録番号】
【特記事項】昭和60年改正特許法第45条第1項の規定による特許出願
（【提出日】令和一年一月一日）
【著者名】特許出願官 姓
【提出番号表示】
【出願番号】
【提出日】
（【開示特許分類】）
【明細書】
【住所又は居所】
【氏名】
【特許出願人】
【開示番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地図】）
【代理人】
【開示番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【手数料の表示】
【手数料額】
【手数料額】
【提出物の目録】
【物件名】特許請求の範囲 1
【物件名】明細書 1
【物件名】図面 1
【物件名】要約書 1
（備考）
1 行は40字限止めし、1ページは50行とする。
2 文字は、日本産業規格X0208号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに「【】」（日本産業規格X0208号区点番号（以下「区点番号」という。）1～88）、「！」（区点番号1～50）、「▲」（区点番号2～5）及び「▼」（区点番号2～7）は使ってはならない。（機名の前後に「【】」（区点番号1～88）及び「！」（区点番号1～50）を、又は書き換えた文字の前に「▲」（区点番号2～5）及び「▼」（区点番号2～7）を用いるときは除く。）日本産業規格X0208号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格X0208号で定められている漢字に置き換えて記載し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「▲」（区点番号2～5）、後ろに「▼」（区点番号2～7）を付す。
3 【開示番号】の欄には、ローマ字（大文字にする。）アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記載する。
4 【【提出番号表示】】の欄の「【出願番号】」には昭和何年特許出願（追加特許出願）の番号及び月日を記載する。
5 「【住所又は居所】」の欄は、何県、何郡、何村、大字町、字町、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
6 氏名又は名称の読み方が複数あるとき又は読み読みやついものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の上に「【リガラク】」の欄を設けて、なるべく片假名で読み名を付ける。
7 「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」若し

くは「【法人の法的的責任】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、特許出願人又は代理人の手元の電話又はファクシミリ番号を記入べく記載する。

8 説明書等の通知を受け取れない者についての「【戻り番号】」の欄は設けるには及ばない。

9 「【氏名又は名称】」の欄は、自然人においては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表さず文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄を設けたときはその欄の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあっては「○○国の法律による法人」というらう当該法人の法的性質を記載する。

10 特許出願人又は代理人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【開示番号】」の欄を設けて、住所又は居所の開示番号を記入べく記載する。また、特許出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記録し、法人にあっては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

11 日本に営利を有する法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の欄（名前のみを記載する場合は、「【姓】」）の欄を設けるものとする。

12 特許出願人又は代理人であつて世界貿易機関の加盟の國とななき者（法人に限る。）のとき（備考1に該当するときを除く。）、「【氏名又は名称】」の欄（名前の開示番号を記入する場合にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の欄）の次に「【官署名】」の欄を設けて、常務所の所在の國、地域名を記載する。

13 「【国籍・地図】」の欄は、外航人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地図が、「【住所又は居所】」の欄と記載した場合、第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国籍・地図と同一であるときは、「【国籍・地図】」の欄は設けるに及ばない。

14 特許出願人又は代理人を代理する権利の開示者であるときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【詔請開示権】」の欄を設けて、特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。

15 代理人が弁護士のときは、「【住所又は居所】」の欄の次に「【弁護士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外國法務官弁護士共同経営人のときは、「【代表者】」の欄の次に「【代労開設の特許事務】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

16 代理人が個人の名前を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあっては、「【代表者】」）の次に「【代労開設の特許事務】」の欄を設けて、「特許出願人○○の代理人」のよう記載する。ただし、代理人が弁護士・外國法務官弁護士共同経営人の場合にあっては、「【代労開設の特許事務】」の欄、「【特許出願人○○の代理人】」の欄の次に「【○○○○】」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

17 代理人によるときは、本人が法人の場合にあっては「【特許出願人】」の欄の「【代表者】」の欄に不記し、代理人によらないときは、「【代理人】」の欄を設けるには及ばない。

18 「【明細書】」、「【特許出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を複数し設けて記載する。この場合において、特許法施行規則第27条第2項の規定により特許出願人の権利について特許を記載するときは、「【特許出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「○/○」のよう

に分数で記入し、特許出願人による代表者譲渡の届出をもと同様に「【特許出願人】」の欄に記録する。

19 特許出願人及び設立しての特許出願人としての権利について特許出願人を記載する。また、持分の投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約又は持法第67条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、投資事業有限責任組合契約に基づく持分、有限責任事業組合契約にあっては「○○の持分は、○○投資事業組合の有限責任組合契約に基づく持分」、組合契約にあっては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のよう記載する。

願日】の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の順番に記載した整理番号を記録する。また、2以上の場合先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願番号】

26 「(提出日) 年 月 日」の欄には、手続をする日をなるべく記録する。

27 「(国際特許分類)」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブル協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る発明最もも適切に表示するものとなるべく記録する。分類のグループ記号を2以上記述する場合は行を改めて記録する。

28 特許法施行規則等で一部を改正する省令(昭和40年特許庁規則第65号)による改正前の特許法施行規則(以下「旧規則」といふ)第51条第2項から第4項までの規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記録し、その次に「【提出の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記録する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のようして欄を繰り返し設けて記録する(備考30において同じ。)。

【物件名】

【提出の表示】

【物件名】

【提出の表示】

29 第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のようして欄を繰り返し設けて記録する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

30 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、その次に「【提出の表示】」の欄を設けて、当該証明書に掲められる特許権に係る事件の表示(特許権に係るものにあっては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあっては、特許番号、書類名及びその提出日)を記録する。

模式第10(第11条関係) (平7通商令7、平8通商令9、平10通商令7、一部改正、平11通商令13、旧様式第10様式、平15通商令72、平31通商令12、令元通商令)、一部改正

【登録名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】 昭和60年改正前特許法第53条第4項に規定する特許出願

(【提出日】 令和 年 月 日)

(【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

(【国際特許分類】)

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数料の表示】

【納付帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】 図面 1)

【物件名】 要約書 1

【備考】

1 「【原出願の表示】」の欄の【出願番号】には「昭和何年特許第何号」、【出願日】には「昭和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び旧特許法第53条第1項の規定により却下された補正についての手続補正

書の提出の年月日を記録する。

2 〔旧規則第31条第3項又は第4項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、【提出物件の目録】の欄に【物件名】の欄を設けて、当該証明書等の書類名を記録し、その次に【授用の表示】の欄を設けて、「変更を要しない場合は省略する。」と記録する。また、2以上の証明書等の提出を省略するときは、【提出物件の目録】の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。】

【物件名】

【授用の表示】

【物件名】

【授用の表示】

3 その他は、様式第9の備考と同様とする。

様式第11（第11条関係）

【書類名】 意匠登録願

【登録番号】

【特許事務】 平成10年改正前意匠法第12条第1項の規定による意匠登録出願

(【提出日】 令和 年 月 日)

(【あて先】 特許庁長官 殿

【提出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【意匠に係る物品】

【意匠の創作をした者】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名稱】

【国籍・地図】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名稱】

【手数料の表示】

【手数料支拂額】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物別名】 図面

【意匠に係る物品の説明】

【備考】

1 行は35字詰めとし、1ページは29行とする。

2 文字は、日本産業規格X2020号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字及び「【】」(日本産業規格X2020号区点番号) (以下「区点番号」という。) 1-59)、「】」(区点番号1-59)、「▲」(区点番号2-5)及び「▼」(区点番号2-7)は用いてはならない(標名の前後に「【」(区点番号1-58)及び「】」(区点番号1-59)を、又は置き換えた文字の前に「▲」(区点番号2-5)及び「▼」(区点番号2-7)を用いると書き飛ばす。)。日本産業規格X2020号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格X2020号で定められている漢字に書き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「【」(区点番号2-5)、後ろに「▼」(区点番号2-7)を行子。

3 「【登録番号】」の欄には、ローマ字(大文字に限る。)アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のものを記録する。

4 「【提出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には「令和何年意匠登録出願番号」、「【出願日】」には「令和何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記録する。

5 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何町、字町、何番地、何号のように詳しく記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【住所又は居所】」の欄は設ける。何号のように詳しく記録する。ただし、識別番号を記録したときは、「【住所又は居所】」の欄は設ける。

6 氏名又は名稱の読み方が難航であるときは又は読み語りやさしいものであるときは、「【氏名又は名稱】」の上に「フリガナ」の欄を設けて、なじべく(片假名で)読み名を記入する。

7 「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名稱】」(法人にあっては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、意匠登録出願人又は代理人の有する電話

【窓口の取扱いをした者】
【住所又は居所】
【氏名】
【窓口の取扱いをした者】
【住所又は居所】
【氏名】
【窓口の取扱いをした者】
【取扱番号】
【住所又は居所】
【氏名又は本称】
【国名・地図】
【窓口の取扱い人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は本称】
【国名・地域】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は本称】
19. 代理人の選任の届出を提出と同時にすることは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は本称】」を記録する。また、「【選任した代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄に繋り返し設けて記録する。
【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は本称】
【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は本称】
20. 「手続用紙番号」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【手納台帳番号】」には手納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」）、「名」等を附す。アラビア数字のみで表示すること。以下この式様において同じ。」を記録する。憲法第76条第6項ただし書の規定により現金により手数料を納付する場合であつて、第40条第4項の規定により手納台帳によつて納付する手続を実行するときは、「【手納台帳番号】」と「【振替番号】」と「【納付金額】」に手数料の額を記録する。第40条第5項の規定により手数料を納付する場合は、「【預貯台帳番号】」とし、「【納付金額】」には納付手数料の額を記録する。運送業第6条第1項ただし書の規定により現金により手数料を納付する場合は、「【手納台帳番号】」とし、事務用規程第4号の2書式大綱に定めた納付用紙番号を記載するものとし、納付金額を用い、電子データ交換規約書式を用いて手続を実行するときは、「【手納台帳番号】」と「【納付金額】」とし、事務用規程第4号の2書式大綱に定めた納付用紙番号を記載するものとし、納付金額を用い、電子データ交換規約書式を用いて手続を実行するときは、「【手納台帳番号】」を「【納付金額】」とし、納付金額を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄に記入しないことはない。

21. 旧憲政省規則第20条第2項において準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により特許法第73条第2

項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記録するときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

22. 第12条の規定により、意匠法第1条第3項に規定する同条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出に代えて意匠の新規性の喪失の外の他の規定の適用を受けようとする旨を記載するときは、「【特許権の提出】の欄に「平成10年改正意匠法第12条第1項に規定する意匠登録出願」の記録の次に行け改めて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記載する。

23. 第12条の規定により、意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項（既に民法第15条第1項において準用する特許法第3条の3第3項において準用する場合を除む。）に規定する書面の提出に代えて「【代理】」の欄の次に「【代理契約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張は基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次の「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のうの欄を繰り返し設けて記載する。

【代理契約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

【代理契約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

24. 「【出願日】 年 月 日」の欄には、手続をする日をなるべく記載する。

25. 第6条第1項の規定により包括委任状を採用するときは、「【提出物の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を採用するときは、「【提出物の目録】」の欄の次にようじ欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

26. 旧意匠法施行規則第2条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により説明書の提出を省略するときは、「【提出物の目録】」の欄に「【物の名】」の欄を設けて、当該説明書の書類名を記録し、その次の「【説明書の表示】」の欄を設けて、同規則第10条第1項の規定によるときは採用される当該説明書が提出される手続に係る事項の表示（意匠登録番号、書類名及びその提出日）を、同規則第10条第2項の規定によるときは採用される当該説明書が提出された手続に係る事項の表示（意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。

27. 意匠法施行規則第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を記録してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密】」の欄を設けて、「【秘密】」の欄を設け、秘密にすることを請求する開示法を記載する。この場合において、「【秘密】」の欄に「【秘密】」の欄を設けて、「【秘密】」の欄に「【秘密】」の欄を設ける場合は、意匠法第2項の規定により法第15条第1項の規定によるときは採用される当該説明書が提出される手続に係る事項の表示（意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。

28. 意匠法施行規則第6条第1項の規定により口頭審査による納付の申出を行なうときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」に納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。

意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金で納付した場合であつて、第40条第5項の規定により指定監督手数料による納付の申出を行なうときは、「【手数料の表示】」の欄の「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料に納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。意匠法第6条第6項ただし書の規定により、現金により手数料に納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載する。

29. 意匠法第6条第2項の規定により写真、ひな形又は見本を提出するときは、「【提出物の目録】」の欄の「【物の名】」の欄の「【図面】」の記録に代え、「【写真】」、「【ひな形】」又は「【見本】」の欄を記載する。

30. 「【意匠に係る物品の説明】」及び「【意匠の説明】」の欄には、文字のみを記録し、図、表等を記録してはならない。

様式第12(第11条関係)
 【書類名】手続補充書
 (【提出日】令和年月日)
 【あて先】特許庁審査官 姓
 特許庁審判長 姓
 特許庁審査官 姓
 【事件の本件】
 【出願番号】
 【請求をする者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【郵送番号】
 【手続種別】
 【補正対象書類名】
 【補正対象書類目名】
 【補正方法】
 【事件の内容】
 【備考】
 1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。ただし、審査登録出願又は商標登録出願に係る場合は、1行は50字詰めとし、1ページは50行とする。
 2 「【あて先】」は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令によると場合にその命令を発した特許庁審査官、その他の場合は特許庁審査官とする。
 3 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されないとときは、「【出願番号】」の欄を「【出願日】」とし、「【出願日】」の欄に記載された月日を記載し、「【出願番号】」の欄を設けて、当該出願の書類に記録した都道府県を記載する。審査に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄の次に「【審判番号】」の欄を設けて、「不願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記載し、かかる「【審判番号】」に出版の番号を記録する。ただし、審判の番号が通知されないとときは、「【審判番号】」「【出願番号】」とし、審判請求をした年月日を記載する。
 4 「【氏名又は名称】」は、自然人においては、氏名を記載する。国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあっては、「氏名又は名称」の欄に「【氏名又は名称郵便表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された氏名と同一の文字を記載する。(法人にあっては、「氏名又は名称郵便表記」)の次に「【代表者】」の欄を設ける。法人にあっては、名前を記載し、「氏名又は名称」の欄の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあっては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称郵便表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。)
 5 「【補正をする者】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
 【補正をする者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【補正をする者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 6 「【代理人】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 7 「手続補正1」の欄は、次の手續で記録する。
 イ 「【補正対象書類名】」は、「手続補充書」、「包括委任状用印留置」のように補正する書類名を記録する。また、書類のみでは補正する書類を判定できないときは、「【補正対象書類名】」の次に「【補正対象書類提出日】」の欄を設けて「令和何年何月何日」のように記録する。
 ロ 「【補正対象項目名】」は、「補正をする者」、「手続をした」というように補正する単位を記録する。
 ハ 「【補正方法】」は、補正をする単位において、提出した書類に記載した事項を補正により変更するときは「変更」と、新たな事項を補正により加えるときは「追加」と、記載した事項を補正により削除するときは「削除」と記録する。ただし、図面を補正する場合において、新たに発明者を加えるときは発明者のうちの一部の者を例とすべきである。
 ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記録した事項(前に「【区点番号1-50】」、後ろに「】」(【区点番号1-50】を付す。)及び補正後の内容を記録する。この場合において、「【補正をする者】」、「【手続をした者】」、「【代理人】」の欄を補正するときは、補正後の手続欄に「所轄又は事務所のすべてを記録し、「【補正方法】」が「削除」と、「【補正の内容】」の欄に記録する場合にはばらない。
 8 第1項(第1項の規定による電子情報処理機器を用いて特定手続を行ったものの中止をしておいた手続を補正するときは、「【補正対象書類名】」には当該手続に係る書類名を記録し、「【補正対象項目名】」には「特許出願人」、「請求人」、「承継人」、「譲受人」、「代理人」、「承継代理人」、「譲渡代理人」のうちの手続を行った者を記録し、「【補正方法】」に「追加」と記録し、「【補正の内容】」の欄に「その他」の欄を設けて当該手続を行った旨を記録する。
 9 補正をする単位を異にする2以上の箇所を補正するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記録する箇所を補正するとときは、「【手続補正1】」の欄に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」の欄を設けて各箇所を記録する。
 10 特許法施行規則10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【手続料の表示】」の欄の次に「【提出物の目録】」の欄を設け、その次に「【事件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、更にその次に「【費用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときに行被用される当該証明書が提出される手続に係る事項の表示(特許権に係るものにあっては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同条第2項の規定によりときは届け出たる当該証明書が使用された手続に係る事項の表示(特許権に係るものにあっては、特許番号、書類名及びその提出日)を記録する。
 11 その他の、様式第7の備考も、様式第9の備考2、6、8、11、15から17まで、26及び29と同様とする。この

場合において、様式第9の備考15中「を記録する」とあるのは「を記録する（弁理士法施行令（平成12年政令第384号）第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と、備考16中「改めて記録する」とあるのは「改めて記録する（弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と読み替えるものとする。

様式第13(第11条関係)
【書類名】 証明請求書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【証明に係る事項】
【交付方法】
【請求部数】
【手数料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】
〔備考〕
1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記録する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設けて、「不服〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記録し、かつ、「【出願番号】」に出願の番号を記録する。
2 「【氏名又は名称】」は自然人については、氏名を記録する。法人については、名称を記録し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記録する。
3 「【氏名又は名称】」(法人について、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、請求人の有する電話又はファクシミリの番号となるべく記録する。
4 「【証明に係る事項】」の欄は、次の要領で記録する。
イ 「【証明に係る事項】」の欄には、「証明に係る書類名に記録した事項について相違ないことを証明してください。」のように記録し、「【証明に係る書類名】」の欄を設けて、記録されている書類全部の証明を請求するときは「全部」と記録する。また、記録されている特定の書類の証明を請求するときは「特許願(明細書、特許請求の範囲、図面、要約書)」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記録する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。
ロ 特許願の「出願日」、「発明の名称」、「発明者」、「特許出願人」のうち特定の事項の証明を求める場合は、「【証明に係る事項】」の欄に、それぞれ「特許願を提出した出願の年月日」を、「特許願の発明の名称」を、「特許願の発明者の住所又は居所及び氏名」を、「特許願の特許出願人の住所又は居所及び氏名又は名称」

様式第13の2（第11条関係）

を記録する。

5 「[交付方法]」の欄は、当該書類の証明書の交付を直接受ける場合は「手交」、郵便で証明書の交付を受ける場合は「郵送」のように記録する。

6 「[請求部数]」の欄は、証明書の交付を請求する数(部、通、枚等)を付さず、アラビア数字のみで表示すること。)を記録する。

7 「[手料の表示]」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「[予納台帳番号]」には予納台帳の番号を、「[手料金額]」には手料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。特許法第195条第8項ただし書は官能法第67条第7項ただし書は官能法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「[予納台帳番号]」を「[預替番号]」とし、振替番号を記録し、「[納付金額]」には納付すべき手料額の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第44条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書は官能法第67条第6項ただし書の規定により、現金において手料を納付する場合であって、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「[予納台帳番号]」を「[指替立替納付]」とし、「[納付金額]」には納付すべき手料額の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書は官能法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手料を納付した場合であって、納付情報を用いて電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「[予納台帳番号]」を「[預付番号]」とし、納付番号を記録する。この場合において、「[納付金額]」の欄を設けることは及ばない。

8 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26並びに様式第12の備考1と同様とする。

— 1 —

様式第13の2（第11条関係）

正明請來書

(令和 年 月 日)

科の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「子納付帳番号」を「納付番号」とし、納付番号を記録する。この場合において、「納付金額」の欄は設けるに及ばない。

8. その他の、様式第1の備考4、5、7及び14と同様とする。この場合において、様式第1の備考7及び14中「記載」とあるのは、「記録」と読み替えるものとする。

様式第14（第111条関係）（平5通商令32・追加、平7通商令57・旧様式第28の3様下・一部改正、平8通商令48・平8通商令79・平10通商令61・平11通商令14・一部改正、平11通商令132・旧様式第1の4様上・一部改正、平15通商令78・平17通商令7・平18通商令13・各元通商令1・一部改正）

【書類名】優先権証明請求書

〔提出日〕 令和 年 月 日

〔あて先〕 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【出願国・地域名】

【交付方法】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

1 「【出願国・地域名】」の欄は、優先権を主張する国・地域名を記録する。

また、出願国・地域が2国以上あるときは、「【出願国・地域名】」の欄を複数個設けて、国・地域名を複数個記録する。

2 既に提出されている書類について同時に証明を請求するときは、「【出願国・地域名】」の欄の次に「【証明に係る他の書類名】」の欄を設けて、「手続補正書」、「出願人名義変更届」のように記録する。この場合において、証明に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」、「令和何年何月何日提出の出願人名義変更届」のように記録する。

3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1並びに様式第13の備考1から3まで、6及び7と同様とする。

様式第15(第11条関係)
 【書類名】登録事項記載書類の交付請求書
 (【提出日】令和 年 月 日)
 【提出先】特許庁長官 殿
 【特許番号】
 【請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【交付方法】
 【請求部数】
 【手数料の表示】
 【予納台帳番号】
 【納付金額】
 【備考】
 1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。ただし、国際登録に係る場合は、1行は36字詰めとし、1ページは9行とする。
 2 特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記録する。国際登録にあっては、「【書類名】」を「国際登録に係る登録事項記載書類の交付請求書」と記録し、商標法施行規則第22条に準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「国際登録に係る認証付登録事項記載書類の交付請求書」と記録する。
 3 「【特許番号】」には、「特許第○○○○○○○号」のようにその特許番号を記録する。実用新案登録にあっては、「【特許番号】」を「実用新案登録番号」とし「実用新案登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記録する。意匠登録にあっては、「【特許番号】」を「意匠登録番号」とし「意匠登録第○○○○○○○○号」のようにその登録番号を記録する。商標登録にあっては、「【特許番号】」を「【商標登録番号】」とし「商標登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記録し、商標権の分割又は商標権の分割移転に係る登録の場合は「商標登録第○○○○○○○○号」に続けて「(2)」のように示す記号を記録する。国際登録にあっては、「【特許番号】」を「【国際登録番号】」とし「国際登録第○○○○○○○号」のようにその登録番号を記録する。
 4 「【手数料の表示】」の欄は、第40条第2項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること)。以下この様式において同じ。」を記録する。特許法第195条第9項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金において手数料を納付する場合であって、第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。特許法第195条第8項ただし書、実用新案法第54条第7項ただし書、意匠法第67条第6項ただし書又は商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

5 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26並びに様式第13の備考2、3及び6と同様とする。

様式第16(第11条関係)
【書類名】 ファイル記録事項の閲覧(綴覧)請求書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
 【出願番号】
【請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
【手数料の表示】
 【予納台帳番号】
 【納付金額】

【備考】

1 「【手数料の表示】」の欄は、法第11条に規定する綴覧をする場合及び特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号)第5条第2項に規定する閲覧をする場合には記録するに及ばない。

2 第40条第4項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「」等を付さず、フリピア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であって、第40条第5項の規定により指定立替納付による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記録する。法第40条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、納付情報を用い、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【納付番号】」とし、納付番号を記録する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるに及ばない。

3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1並びに様式第13の備考1から3までと同様とする。

様式第17(第111条関係) (平5通商令32・追加、平7通商令57・旧様式第28の6様下・一部改正、平8通商令79・平9通商令67・平10通商令67・平11通商令14・一部改正、平11通商令132・一部改正の2様上・一部改正、平12通商令634・平15通商令73・平17通商令96・平27通商令7・令元通商令1・一部改正)

【書類名】 登録事項の閲覧請求書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【特許番号】
【請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
【手数料の表示】
 【予納台帳番号】
 【納付金額】

【備考】

1 國際登録に基づく商標権に係る登録事項の閲覧の請求をする場合は、「【書類名】」を「國際登録に係る登録事項の閲覧請求書」と記録する。

2 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第13の備考2及び3、様式第15の備考1及び3並びに様式第16の備考2と同様とする。

様式第18(第11条関係)

【書類名】 ファイル記録事項記載書類の交付請求書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【交付に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

1 第61条第2項において準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、「【書類名】」を「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」と記録する。

2 「【交付に係る書類名】」の欄は、次の要領で記録する。

イ 記録されている書類全部の交付を請求するときは「全部」と記録する。
ロ 記録されている特定の書類の交付を請求するときは、「特許願(明細書、特許請求の範囲、図面、要約書)」、「手続補正書」、「出願取下書」、「出願放棄書」のように記録する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。

3 その他は、様式第9の備考2、5、6及び26、様式第12の備考1及び3、様式第13の備考2、3及び5並びに様式第16の備考2と同様とする。

様式第18の2(第11条関係)

ファイル記録事項記載書類の交付請求書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 事件の表示

出願番号

2 請求人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 交付に係る書類名

4 交付方法

5 請求部数

6 手数料の表示

予納台帳番号

納付金額

〔備考〕

1 第61条第2項において準用する特許法施行規則第18条第2項の規定により認証を求める場合は、書類名を「認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書」と記録する。

2 「交付に係る書類名」の欄は、「移転登録申請書」のように記録する。この場合において、交付に係る書類が書類名だけで特定できないときは、その提出年月日を設け「令和何年何月何日提出の手続補正書」のように記録する。

3 その他は、様式第1の備考4、5、7及び4並びに様式第13の2の備考1から3及び5から7と同様とする。

この場合において、様式第1の備考7及び4中「記録」とあるのは「記入」と読み替えるものとする。

様式第19(第11条関係)
 【書類名】特許料納付書
 (【提出日】令和 年 月 日)
 【提出先】特許庁長官 殿
 【出願番号】
 【請求項の数】
 【特許出願人】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付年分】 第1年分から第 年分
 【特許料の表示】
 【予納台帳番号】
 【納付金額】
 (備考)
 1 「【出願番号】」の欄には、「特願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇〇」のように特許出願の番号を記録する。
 2 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあっては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。
 3 「【特許出願人】」又は「【納付者】」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のよう欄を繰り返し設けて記録する。
 【特許出願人】
 【氏名又は名称】
 【特許出願人】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 4 「【特許料の表示】」の欄は、第40条第1項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には特許料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。特許法第107条第5項ただし書の規定により、現金により特許料を納付する場合であって、第40条第1項の規定により手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき特許料の額を記録する。特許法第107条第5項ただし書の規定により現金により特許料を納付する場合であって、第40条第1項の規定により指定立替納付による申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき特許料の額を記録する。

規定により、現金により特許料を納付する場合であって、第40条第1項の規定により手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき特許料の額を記録する。特許法第107条第5項ただし書の規定により現金により特許料を納付する場合であって、第40条第1項の規定により指定立替納付による申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき特許料の額を記録する。

5 特許査定の謄本の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和何年何月何日名称変更届提出」、「令和何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記録する。

6 特許法施行規則第69条第2項に規定する共有に係る権利であって、国以外の各共同者ごとに特許料の金額(減免を受ける者にあっては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあっては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国外以外の全ての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあっては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行規則第69条第○号〇に掲げる要件に該当する者である。(○〇〇〇 持分○/○)」又は「特許法施行規則第10条第○号〇に掲げる者に該当する者である。(○〇〇〇 持分○/○)」のよう減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及び者の持分の割合を減免を受ける者ごとに改めて記録するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合 ○/○」のよう合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記録する(備考により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記録したときは、その記録の次に行なう記録する。)。

7 特許法施行規則第69条第3項の規定により特許法第109条又は第109条の2第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行規則第9条第○号〇に掲げる要件に該当する者である。」又は「特許法施行規則第10条第○号〇に掲げる者に該当する者である。」のように記録する。ただし、備考6により減免を受ける旨等を記録した場合には、記録するには及ばない。

8 特許法施行規則第69条第3項の規定により特許法第109条又は第109条の2第1項の規定の適用を受け、かつ、同規則第72条第3項の規定により特許法施行規則第11条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる事項及び同規則第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を特許料納付書に記録して同項の申請書の提出を省略するときは、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記録し、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行規則第9条第○号〇に掲げる要件に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行規則第10条第○号〇に掲げる者に該当する特

許出願人である、減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨及び規則第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を記録する。ただし、減免を受ける者を含む者の共に権利にあつては、「【特許出願人】」の欄には、減免を受ける者を含めて記録し、「【特許出願人】」の欄の次に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて記録し、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて記録し、「【特許法施行令第9条第○号〇に掲げる要件に該当する特許出願人】」の欄に「○〇〇〇 持分〇／〇」、減免申請書の提出を省略する。」又は「特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する特許出願人である。(〇〇〇〇 持分〇／〇)」減免申請書の提出を省略する。」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称、その者の持分の割合及び同規則第72条第1項の申請書の提出を省略する旨を減免を受ける者ごとに行を改めて記録すとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合〇／〇」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する(備考5により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。)。

9 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26並びに様式第13の備考2と同様とする。

様式第20（第11条関係）
 【書類名】特許料納付書
 (提出日) 令和 年 月 日
 (あて先) 特許庁長官 殿
 (特許番号)
 (請求項の数)
 (特許種別)
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分
 【特許料の表示】
 【子納台帳番号】
 【納付金額】

(備考)

1 複数年分を納付するときは、【[納付年分]】の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。

2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、【[納付年分]】(備考3)に該当する場合にあっては【[特分の割合]】の欄の次に【[特許料等に関する特記事項]】の欄を設けて、【[特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納]】と記載する。

3 特許法施行規則第69条第2項の規定による共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごと

に特許料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあっては【[納付年分]】の欄の次に【[特分の割合]】の欄を設けて、○／○のように国以外の全ての者の持分の割合を記録し、減免を受ける者を含む者の

共有に係る権利にあっては【[納付年分]】の欄の次に【[特許料等に関する特記事項]】の欄を設けて、○／○のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を記録する。

4 特許法施行規則第69条第4項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、【[特許料の表示]】の欄の次に【[その他の]】の欄を設けて、納付することができなかった理由について具体的に記載する。

5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び16、様式第13の備考2並びに様式第19の備考2から4まで、7及び8と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中【[特許出願人]】とあるのは【[特許権者]】と、備考4中【[特許法第107条第5項ただし書]】とあるのは【[特許法第107条第5項ただし書]】と、備考7中【[備考6]】とあるのは【[備考3]】と、備考8中【[特許出願人]】とあるのは【[特許権者]】と、【[特許出願人]】とあるのは【[特許権者]】と読み替えるものとする。

様式第21（第11条関係）
 【書類名】 実用新案登録料納付書
 【(提出日) 令和 年 月 日】
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【実用新案登録番号】
 【請求項の数】
 【実用新案権者】
 【(氏名又は名称)】
 【納付料】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分
【登録料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】
(備考)
1 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、【納付年分】(備考2に該当する場合にあつては「持分の割合」)の欄の次に「特許料等に関する特記事項」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。
2 実用新案法施行規則第21条第2項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、【納付年分】の欄の次に「持分の割合」の欄を設けて、○/○のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。
3 実用新案法施行規則第21条第3項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、【登録料の表示】の欄の次に「その他」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において様式第19の備考3中「特許出願人」とあるのは「実用新案権者」と、備考4中「特許料の表示」とあるのは「登録料の表示」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第22(第11条関係)
【書類名】 意匠登録料納付書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【出版番号】
【意匠登録出願人】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年分】 第 年分
【登録料の表示】
【予納台帳番号】
【納付金額】
(備考)

- 手続をした者の新たな代理人が第12条の規定に基づき登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第14条第1項の規定による請求をするときは、「【納付者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設けて、当該代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記録する。ただし、登録料を納付しようとする者が当該代理人と同一の者は、この限りでない。
- 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。「【代理人】」の欄についても同様とする。
- 第12条の規定により、登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第14条第1項の規定による請求をするときは、「【納付年分】」の欄の上に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記録する。この場合において、第40条第1項の規定により法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【登録料の表示】」の欄の「【納付金額】」には意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記録する。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、第40条第1項の規定により口頭振替による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【振替番号】」とし、振替番号を記録し、「【納付金額】」には納付すべき意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、第40条第5項の規定に指定立替納付による納付の申出を行うときは、「【予納台帳番号】」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき意

匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額を記録する。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記録しなければならない。

4 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第1年分から第何年分」のように記載する。

5 意匠法施行規則第18条第2項の規定により国と国外の者の共有に係る出願であって、国外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国外のすべての者の持分の割合を記録する。

6 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11、15及び26、様式第13の備考2及び様式第19の備考1及び3から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」であるのは「意匠」と、備考3中「【特許出願人】」であるのは「【意匠登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」であるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」であるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」であるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」であるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第23 (第11条関係)
 【書類名】 意匠登録料納付書
 (提出日) 令和 年 月 日
 (あて先) 特許庁長官 殿
 【意匠登録番号】
 【意匠機器】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付年分】 第 年 分
 【登録料の表示】
 【丁番台帳番号】
 【納付金額】
 【備考】

1 意匠法第41条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」(備考2に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第41条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。

2 意匠法施行規則第18条第2項の規定により国と国外の者の共有に係る権利であって、国外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国外のすべての者の持分の割合を記録する。

- 3 意匠法施行規則第18条第3項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、
【登録料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
- 4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2、様式第19の備考2から4まで並びに様式第20の備考1と同様とする。この場合において、様式第19の備考3中【特許出願人】とあるのは【意匠権者】と、備考4中【特許料の表示】とあるのは【登録料の表示】と、【特許料】とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

様式第24(第11条関係) (平3.通産令10・平5.通産令75・平7.通産令97・平8.通産令29・平10.通産令・平11.通産令14・一部改正、平11.通産令13・旧様式第38様式・一部改正、平12.通産令37・平13.通産令27・平14.通産令26、平17.通産令7・令元様式令1・令2.通産令22・一部改正)

【書類名】商標登録料納付書

【提出日】令和 年 月 日

【あて先】特許庁長官 殿

【出願番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標登録出願人】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は場所】

【氏名又は名称】

【納付の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【備考】

1 防護標章登録について登録料を納付するときは、「【書類名】」「防護標章登録料納付書」とし、「【商標登録出願人】」を「【防護標章登録出願人】」と記載する。

2 「【納付の表示】」の欄は、商標法第41条の2第1項の規定により登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記載する。

3 商標法施行規則第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有による出願であって、國以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付の表示】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように國以外のすべての者の持分の割合を記載する。

4 商標法第68条の4第2項の規定による手続補正書を同時に提出するときは、「【登録料の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「商標法第68条の40第9項の規定による手続補正提出」と記載する。

5 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中【特許出願人】とあるのは「商標登録出願人」と、備考4中【特許料の表示】と

あるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

様式第25（第11条関係）

【書類名】商標登録料納付書
 ((提出日) 令和〇年〇月〇日)
 【あて先】特許庁長官 殿
 【商標登録番号】
 【商品及び役務の区分の数】
 【商標権】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【登録料の表示】
 【下記台帳番号】
 【納付金額】
 (備考)

1 商標法施行規則第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国外の者の持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、【【納付者】】の欄の次に【持分の割合】の欄を設けて、【〇／〇】のように国外のすべての者の持分の割合を記載する。
 2 商標法施行規則第18条第5項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、【【登録料の表示】】の欄の次に【【その他】】の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
 3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中【特許出願人】とあるのは【商標権者】と、備考4中【特許料の表示】とあるのは【登録料の表示】と、【特許料】とあるのは「【登録料】」と読み替えるものとする。

様式第26(第11条関係)（平5.通産令73・平7.通産令87・平8.通産令87・平10.通産令87・平11.通
産令87・一部改正・平12.通産令133・様式第9様式上・一部改正・平12.通産令357・平15.通産令
72・平16.通産令38・平27.通産令7・令元通産令1・令2.通産令92・一部改正）

【書類名】防護標章更新登録料納付書

〔提出日〕令和 年 月 日

〔あて先〕特許庁長官 殿

〔出願番号〕

〔商標登録番号〕

〔商品及び役務の区分の数〕

〔防護標章更新登録出願人〕

〔氏名又は名称〕

〔納付者〕

〔識別番号〕

〔住所又は居所〕

〔氏名又は名称〕

〔登録料の表示〕

〔予納台帳番号〕

〔納付金額〕

〔備考〕

- 商標法施行規則第18条第2項の規定により国と国外の者の共有に係る出願であって、国外の者の持分の割合に乘じて得た額を納付するときは、「〔納付者〕」の欄の外に「〔持分の割合〕」の欄を設けて、「○/○」のように国外のすべての者の持分の割合を記録する。
- その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び9、様式第13の備考2並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「商願」と、備考3中「〔特許出願人〕」とあるのは「〔防護標章更新登録出願人〕」と、備考4中「〔特許料の表示〕」とあるのは「〔登録料の表示〕」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「〔特許査定〕」とあるのは「〔登録査定〕」と、「〔特許料の表示〕」とあるのは「〔登録料の表示〕」と読み替えるものとする。

様式第27(第11条関係)

〔書類名〕手続補足書

〔提出日〕令和 年 月 日

〔あて先〕特許庁長官 殿

〔事件の表示〕

〔出願番号〕

〔補足する者〕

〔謝文又は取扱〕

〔氏名又は名称〕

〔補足対象書類名〕

〔補足の内容〕

〔提出物等の目録〕

〔備考〕

- 「〔事件の表示〕」の欄は次の裏面で記録する。
イ 「〔事件の表示〕」の欄の「〔出願番号〕」には、「特願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように特許出願の番号を記録する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「〔出願番号〕」の欄を「〔出願〕」とし、「令和何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記録し、「〔出願日〕」の前に「〔登録番号〕」の欄を設けて、当該出願の登録番号を記録する。
ロ 書換登録の申請ひものについては、「〔出願番号〕」を「〔申請番号〕」とし「書換〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように申請の番号を記録する。ただし、申請の番号が通知されていないときは「〔申請番号〕」の欄を「〔申請〕」として「令和何年何月何日提出の書換登録申請」のように申請の年月日を記録し、「〔申請日〕」の前に「〔登録番号〕」の欄を設けて、当該申請の登録番号を記録する。
ハ 審判に係る中のものについては、「〔事件の表示〕」の欄の次に「〔審判番号〕」の欄を設けて、「不服〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇」のように当該審判の番号を記録し、かつ、「〔出願番号〕」（書換登録申請に対する拒絶査定不採否審判に係る中のものについては「〔申請番号〕」）に申請の番号に登録する。ただし、審判の番号が通知されていないときは「〔審判番号〕」を「〔審判請求日〕」とし、審判請求をした年月日を記録する。
- 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「〔事件の表示〕」を「〔商標登録番号〕」とし「商標登録第〇〇〇〇〇〇号」のように登録の番号を記録する。
- 「〔補足対象書類名〕」の欄には、「特許願」、「手続補正書」とように補足する書類名を記録する。
- 「〔補足の内容〕」の欄には、電子情報処理組織を使用して特定手続を行った旨を記録する。

4 その他は、様式第7の備考5、様式第9の備考2、6、11及び26並びに様式第12の備考1及び4と同様とする。

様式第28(第11条関係)（平7.通産令57・平8.通産令79・平10.通産令87・平11.通産令14・一部改正、平11.通産令13・旧様式第38様式上・一部改正、平15.通産令72・平27.通産令7・令元.通産令1・一部改正）

【書類名】包括委任状授用制限届

〔提出日〕令和 年 月 日

〔あて先〕特許庁長官 殿

〔事件の表示〕

〔出願番号〕

〔手続をした者〕

〔識別番号〕

〔住所又は居所〕

〔氏名又は名称〕

〔届出の内容〕

〔授用を制限した代理人〕

〔識別番号〕

〔住所又は居所〕

〔氏名又は名称〕

〔代理人〕

〔識別番号〕

〔住所又は居所〕

〔氏名又は名称〕

〔備考〕

1 「[手続をした者]」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

〔手続をした者〕

〔識別番号〕

〔住所又は居所〕

〔氏名又は名称〕

〔備考〕

2 「[授用を制限した代理人]」の欄に記録すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

〔授用を制限した代理人〕

〔識別番号〕

〔住所又は居所〕

〔氏名又は名称〕

〔代理人〕

〔識別番号〕

〔住所又は居所〕

〔氏名又は名称〕

〔備考〕

〔住所又は居所〕

〔氏名又は名称〕

〔授用を制限した代理人〕

〔識別番号〕

〔住所又は居所〕

〔氏名又は名称〕

3 第6条第1項の規定により包括委任状を授用するときは、「[代理人]」の欄の次に「[提出物件の目録]」の欄を設け、その次に「[包括委任状番号]」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を授用するときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

〔提出物件の目録〕

〔包括委任状番号〕

〔包括委任状番号〕

4 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「[代理人]」の欄の次に「[提出物件の目録]」の欄を設け、その次に「[物件名]」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記録し、更にその次に「[授用の表示]」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは授用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあっては、特許番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは授用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（特許権に係るものにあっては、特許番号、書類名及びその提出日）を記録する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「[提出物件の目録]」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

〔提出物件の目録〕

〔物件名〕

〔授用の表示〕

〔物件名〕

〔授用の表示〕

5 その他は、様式第7の備考5、様式第9の備考2、5、6、8、11、15から17まで及び26、様式第12の備考1及び4、様式第13の備考2並びに様式第27の備考1と同様とする。

様式第32の2（第19条関係） 手続補足書

特許庁長官 殿
 1 国際出願の表示
 2 出願人（代表者）
 　氏名（名称）
 　あて名
 　国籍・地域
 　住所・所
 3 代理人
 　識別番号
 　氏名
 　あて名
 4 補足対象書類名
 5 補足内容
 6 提出物の目録
 (備考)
 1 「国際出願の表示」の欄には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「PCT／JPXXXXX/XXXXXX」のように記載し、国際出願番号の通知を受ける前の場合には、その国際出願の提出日を日本年の前に「〇〇.〇〇.〇〇〇〇提出の国際出願」のように記載するとともに、書類記号（国書に記載されたい場合は）を併せて記載する。
 2 「(識別番号)」の欄は、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「(識別番号)」の欄は設けることはない。
 3 「(氏名(名称))」は、自然人について姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人についてその名称を記載する。
 4 「(あて名)」は、「日本国、何県、何都、何村、大学名、学年、何番地、何号」のように詳しく記載するとともに、郵便番号を記載する。
 5 「(あて名)」は、出願人、作業者、代理人又は委任代理人各ごとに1つあて名を記載する。
 6 「(住所)」は、出願人又は作業者がその國である国、地名を記載する。
 7 「(国籍・地域)」は、出願人又は作業者がその國である国、地名を記載する。
 8 「(代理)」は、出願人又は作業者がその住民である國・地名を記載する。
 9 「(代理人)」の欄には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「弁護士」、「弁理士」又は「法定代理人」のうち該当するものを記載する。また、「法定代理人」の欄を設ける場合には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「弁護士」又は「弁理士」のうち該当するものを記載する。
 10 「(代理人)」又は「(弁理士)」の欄を設けるにはねばない。
 11 「(補足対象書類名)」の欄には、「(国書)」のように補足をする書類名を記載する。
 12 「(補足対象書類名)」の欄には、「(請求)」のように補足をする書類名を記載する。
 13 国際出願法第10条第3項において規定する特許法第165条第8項ただし書の規定により、特定手続に係る手数料を現金により納付した場合であって、納付金によるときは、事務規則別紙第4号の12書式の納付済金（特許庁提出用）を別に用紙はるものとし、納付情報によるときは、「6 納付書類」の欄の次に「6 納付書号」の欄を設けて、納付書号を記載する。
 14 「(補足内容)」の欄には、「代理人を証明する書類」のように物件名を記載する。
 15 その他は、様式第1の備考1から3まで並びに様式第7の備考1と同様とする。

様式第33（第28条関係） 提出物件票 (令和 年 月 日)

特許庁長官 殿
 1 提出者
 　識別番号
 　住所又は居所
 　氏名又は名称
 2 磁気ディスクを提出する事由
 3 提出物の目録
 (備考)
 1 代理人により手続を行うときは、「提出者」の欄を「代理人」とする。
 2 「(磁気ディスクを提出する事由)」の欄には、「令和何年何月何日発生した本人の責めによらない国内配達の故障のため」又は「令和何年何月何日に発生した本人の責めによらない国内配達の故障のため」などの電子情報処理組織を使用して特定手続を行なうことができない事由を記載する。
 3 「(提出物の目録)」の欄には、磁気ディスクの枚数、磁気ディスクに記載した手続の書類名を記載するとともに、「〇枚」というのを記載する。2枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに磁気ディスクの物理番号、記載した手続の書類名も記載するとともに、「〇枚」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第6項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第5項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、審査法第42条第5項ただし書、第44条第3項ただし書若しくは第67条第6項ただし書又は審査法第40条第6項ただし書、第43条第4項ただし書若しくは第76条第6項ただし書の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付した場合であって、納付書によると書は、事務規則別紙第4号の12書式の納付済金（特許庁提出用）を別に用紙により、その左上余白部分に特許出願、実用新案登録出願、審査登録出願、防護権登録出願、防護権登録出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は審査登録の申請に際して添付する書類にあっては、提出番号（出願番号の通知書のものについては、「令和何年何月何日提出の特許出願、整理番号〇〇〇」のように記載する。）を記載する。
 4 磁気ディスクに添付する書類は、提出物の表紙を左にして左としし、容に分離し、とじ直しができるように例えばホッチキス等を用いてとじ、磁気ディスクに添付する。
 5 その他は、様式第1の備考1から3まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。

様式第4 (第36条関係)
予 納 届
(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 産出者
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称
(国籍・地域)

2 代理人
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

[備考]
1 予納額の株主証明を必要とする者は、「2 代理人」の欄の次に「3 決算月」の欄を設けて決算月を記載する。
2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5から8まで及び10から16まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。この場合において、様式第1の備考1中「請求人」とあるのは「産出者」と、備考13中「及ばない」また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理關係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「及ばない」と読み替えるものとする。

様式第5 (第38条関係)
予 納 書
(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 予納台帳番号
2 予納者
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

3 納付金額 金 円
4 納付書番号

[備考]
1 事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとする。第41条の9第2項に規定する納付情報によるとときは、「納付書番号」の欄を「納付番号」とし、納付番号を記載する。この場合において、「納付金額」の欄は設けるには及ばない。
2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、9及び12から17まで並びに様式第8の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第1の備考13中「及ばない」また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理關係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「及ばない」と読み替えるものとする。

様式第36 (第39条関係)
予納者の地位の承継届
(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿
 1 予納台帳番号
 2 承継人
 識別番号
 住所又は居所
 氏名又は名称
 (国籍・地域)
 3 代理人
 識別番号
 住所又は居所
 氏名又は名称
 4 提出物件の目録
 (1) 承継人であることを証明する書面 1通
 (2) (協議が成立したこと)を証明する書面 1通
 (3) () 通

〔備考〕

- 1 「承継人であることを証明する書面」は、相続によるときは「戸籍の権利」及び「住民票」、法人の合併によるときは「登記事項証明書」とする。
- 2 その他は、様式第1の備考1から17まで及び様式第6の備考1と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「承継人」と、備考13中「及ばない」、また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理開示の登記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載するとあるのは「及ばない」と読み替えるものとする。

様式第37 (第41条関係)
(平7度産令57・平8度産令79・平10度産令87・一部改正、平11度産令132・旧様式第88修正、平12度産令89・令元度産令)・平13度産令92・一部改正)
代理人届
(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿
 1 予納台帳番号
 2 届出者
 識別番号
 住所(居所)
 氏名(名称)
 3 届出の内容
 届け出る代理人
 識別番号
 住所(居所)
 氏名(名称)
 4 代理人
 識別番号
 住所(居所)
 氏名(名称)

〔備考〕

- 1 「予納台帳番号」の欄には、予納者が、委任による代理人により法第15条第1項及び第2項の規定による申出をする場合には、予納台帳の番号を記載する。口座振替による納付をしようとする者が、委任による代理人により法第15条の2第1項の規定による申出をする場合には、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、振替番号を記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から3まで、5から7まで及び12から17まで並びに様式第8の備考1から4までと同様とする。

様式第38(第41条の3関係)

包 括 納 付 申 出 書
(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 申出人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

予納台帳番号

2 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 特定出願人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

4 特定代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

〔備考〕

1 特許出願について包括納付の申出をする場合は、表題は「包括納付申出書(特許)」と、意匠登録出願についてする場合は、「包括納付申出書(意匠)」と、商標登録出願においてする場合は、「包括納付申出書(商標)」と記載する。

2 「申出人」の欄の「予納台帳番号」には、法第15条第1項の規定による手続に係る申出を希望する者は、申出人の予納台帳の番号を記載する。法第15条の2第1項の規定による口座振替による納付の申出を希望する者は、「予納台帳番号」を「振替番号」とし、申出人の振替番号を記載する。

3 「特定出願人」又は「特定代理人」の欄には、第41条の2第1項の規定により当該包括納付申出書を援用して特許料の納付の申出をしようとする特許出願、意匠登録出願又は商標登録出願の出願人又は代理人を明瞭に記載する。

4 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6及び14から17まで並びに様式第8の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「申出人」と読み替えるものとする。

様式第39(第41条の3関係)
(平7通産令57・追加、平8通産令59・平10通産令67・一部改正、平11通商令132・旧様式第59の3様上・一部改正、令元経産令1・令元経産令38・令2様令92・一部改正)

包 括 納 付 授 用 制 限 届

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 届出者

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

2 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 届出の内容

(1) 出願番号

(2) 査定謄本の送達日

(3) 包括納付申出書番号

〔備考〕

1 「届出の内容」の欄の「出願番号」には、包括納付申出書の授用を制限する特許出願の番号、意匠登録出願の番号又は商標登録出願の番号を、「査定謄本の送達日」には当該出願について査定の謄本の送達があった日を記載する。

2 「届出の内容」の欄の「包括納付申出書番号」には、第41条の2第3項の規定により、授用を制限する包括納付申出書に付与された包括納付申出書の番号を記載する。

3 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6及び14から17まで並びに様式第8の備考1及び3と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「申請人」とあるのは「届出人」と読み替えるものとする。

様式第40(第41条の4関係) (平7.通産令57・追加、平8.通産令79・平10.通産令67・一部改正、平11.通産令132・旧様式第9の4修正上、令元通産令1・令2.通産令92・一部改正)

包括納付取下書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 包括納付申出書番号

2 申出人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

3 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

〔備考〕

様式第1の備考1から3まで、5、6及び14から17まで並びに様式第8の備考1から3までと同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「申請人」とあるのは「申出人」と読み替えるものとする。

様式第40の2(第41条の6関係) (平2.通産令69・追加、令元通産令1・令2.通産令92・一部改正)

自動納付申出書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 特許番号(実用新案登録番号又は意匠登録番号)

2 申出人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

手納台帳番号

3 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

4 特許権者(実用新案権者又は意匠権者)

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

5 提出物件の目録

〔備考〕

1 特許権について自動納付の申出をする場合は、表題は「自動納付申出書(特許)」と、実用新案権についてする場合は、「自動納付申出書(実用新案)」と、意匠権についてする場合は、「自動納付申出書(意匠)」と記載する。

2 「特許権者(実用新案権者又は意匠権者)」の欄には、第41条の5の規定により当該自動納付申出書を授用して特許料又は登録料の納付の申出をしようとする特許権者、実用新案権者又は意匠権者を明確に記載する。共有に係る特許権、実用新案権又は意匠権の場合にあっては、次のように権を繰り返して設けて、すべての権利者を記載する。

特許権者(実用新案権者又は意匠権者)

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称
3 その他は、様式第1の備考1から3まで、5、6及び14から17まで、様式第8の備考1から3まで並びに様式第38の備考2と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは、「申出人」と読み替えるものとする。

様式第40の3 (第41条の7関係) (平2年基業令09・追加、令元基業令1・令2年基業令92・一部改正)

自動納付取下書

(令和 年 月 日)

特許庁長官 殿

1 特許番号(実用新案登録番号又は意匠登録番号)

2 申出人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

手納台帳番号

3 代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

4 特許権者(実用新案権者又は意匠権者)

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

5 提出物件の目録

[備考]

様式第1の備考1から3まで、5、6及び14から17まで、様式第8の備考1から3まで、様式第38の備考2並びに様式第40の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「申出人」と読み替えるものとする。

様式第41(第41条の4関係) (平11通産令132・旧様式第41様上、平10通産令30・平12通産令30
・平23通産令6・一部改正)

表 面

第 号		
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第27条(第39条及び第39条の11において準用する場合を含む。)の規定による立入検査証		
写 眞	職 名	
	押出スタンプ	年 月 日生
		年 月 日発行
	年 月 日限り有効	
特許庁長官		

裏 面

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律抜き	
第27条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、登録情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせることができる。	
2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
第39条、第18条、第19条の2、第21条から第32条まで、第34条(第5号を除く。)及び第35条の規定は、登録調査機関に準用する。(以下省略)	
第39条の1、第16条(第1号を除く。)、第19条の2、第21条、第27条、第29条、第31条、第32条及び第33条の規定は、特定登録調査機関について準用する。(以下省略)	
第45条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。	
二 第27条第1項(第39条又は第39条の11において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	